

間伐等森林整備促進対策事業（主伐・植栽一貫作業システム支援等） 実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、間伐等森林整備促進対策事業（主伐・植栽一貫作業システム支援等）（以下「事業」という。）の実施に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 この事業は、成熟期を迎えたスギ・ヒノキ人工林の皆伐利用が進む中で、再造林経費の低減が見込まれる主伐・植栽一貫作業システムや低コスト再造林を県内民有林へ定着させるとともに、年間を通して主伐・植栽一貫作業システム等に活用できる林業用コンテナ苗の増産を図ることで、林業の低コスト化と成長産業化を促し、「持続可能な林業経営」を確立することを目的とする。

（事業の内容等）

第3条 事業の内容、事業実施主体、補助額及び補助対象経費、採択基準については、別表1のとおりとする。

（事業実施計画の作成）

第4条 この事業を実施しようとする事業実施主体は、要項第3条の規定による事業実施計画承認申請書に間伐等森林整備促進対策事業（主伐・植栽一貫作業システム支援等）実施計画書（別記第1号様式。以下「計画書」という。）を添付し、広域本部（地域振興局）長（熊本市にあっては、農林水産部長。以下「本部長等」という。）を経由して知事に2部（熊本市にあっては、1部）提出するものとする。

2 事業主体は、計画書の作成に当たっては、市町村森林整備計画との調整を図るものとする。

（事業実施計画の承認）

第5条 知事は、第4条第1項の規定により提出された計画書について、要項第4条の規定により事業目的の達成に資するかどうかを審査し、適正であると認める場合は、これを承認し、別記第2号様式により事業主体に通知する。

(事業実施計画の変更)

第6条 事業実施主体は、要項第5条の規定による事業実施計画に変更が生じたときは、第4条第1項及び前条の規定を準用し、変更理由書（任意様式）を添付のうえ、提出するものとする。

(事業の実施に伴う手続)

第7条 事業実施主体は、第5条の規定により承認を受けた事業実施計画に基づいて事業を実施するものとする。

- 2 本事業のうち低コスト再造林対策の一貫作業システムについて、主伐と植栽をそれぞれ異なる者が実施する場合、主伐実施者と植栽実施者は、主伐・植栽一貫作業の実施に係る協定（別記第3号様式）を締結するものとする。
- 3 本事業のうち低コスト再造林対策について、低コスト造林対策に係る計画書（別記第4号様式）を作成するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 事業実施主体は、規則第3条及び要項第6条の規定による補助金交付申請書を、本部長等を経由して知事に2部（熊本市にあっては、1部）提出するものとする。

- 2 要項第6条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式の別紙を準用する。
- 3 要項第6条第2項第1号のその他必要とする書類は、下記のアからオとする。ただし、ア及びイについては、該当がある場合に限る。
 - ア 第7条第2項の規定により締結した協定書（写し）
 - イ 第7条第3項の規定により作成した低コスト造林対策に係る計画書（写し）
 - ウ 誓約書（別記第12号様式）
 - エ 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領第1の4の（2）の規定による「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）又は「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和3年2月26日付け2林政経第168号林野庁長官通知）」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】又は【木材産業】）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）チェックシート」を記入のうえ、交付金の申請に添付するものとする。ただし、過去1年以内に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。
 - オ 事業実施主体は、別記第13号の1様式の「環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）」又は別記第13号の2様式の「環境負荷低減チ

エックシート（その他民間事業者・自治体等向け）」を記入のうえ、交付金の申請に添付するものとする。

（補助金交付申請書の進達）

第9条 広域本部（地域振興局）長は、前条の補助金交付申請書の内容を確認のうえ、農林水産部長に進達するものとする。

（補助金交付の条件）

第10条 補助金交付の条件は、規則第5条第1項各号に掲げるもののほか、要項、熊本県造林事業補助金等交付要項、熊本県森林環境保全整備事業実施要領及びこの要領に従わなければならない。

（事業の補助金交付決定前着手）

第11条 事業実施主体は、事業計画承認後においてやむを得ない事情により補助金交付決定前に着手する必要がある場合には、要項第9条の規定による補助金交付決定前着手承認申請書（別記第5号様式）を、本部長等を経由して知事に2部（熊本市にあっては、1部）提出するものとする。

- 2 広域本部（地域振興局）長は、第1項の補助金交付決定前着手承認申請書の内容を確認のうえ、農林水産部長に進達するものとする。
- 3 知事は、第1項の申請がやむを得ないと認められる場合には、別記第6号様式により承認するものとする。

（事業の着工）

第12条 事業実施主体は、事業に着工したときは、速やかに事業着工報告書（別記第9号様式）を本部長等に1部提出するものとする。

（補助事業等の内容の変更）

第13条 規則第7条第1項及び要項第8条第2項の事業実施変更計画書は、別記第1号様式を準用し、変更理由書（任意様式）を添付のうえ、本部長等を経由して知事に2部（熊本市にあっては、1部）提出するものとする。

（完了報告）

第14条 事業実施主体は、事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書（別記第8号様式）を本部長等に1部提出するものとする。

- 2 事業実施主体は、第8条第3項のオの規定により提出した別記第13号の1様式の「環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）」又は別記第13号の2様式の「環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）」に履行状況を記入のうえ、完了報告に添付するものとする。

(県のしゅん工検査)

第15条 局長等は、前条の規定による事業完了報告書の提出があった場合には、しゅん工検査を行うものとする。

2 しゅん工検査は、補助金が適正に執行されているか、別表1の採択基準及び熊本県造林事業等しゅん工検査要領（以下、「検査要領」という。）に基づき行うものとする。

ただし、検査要領第5条の4は適用せず、無作為に抽出する現地検査箇所の選択は広域本部（地域振興局）の林務課長等（熊本市にあっては、農林水産部森林局森林整備課長等。）が行う。

3 広域本部（地域振興局）長は、検査終了後、速やかにしゅん工検査復命書（別記第9号様式）の写しにしゅん工検査調書（別記第9号の2様式、別記第9号の3様式）と検査員任命の写しを添えて、農林水産部長に進達するものとする。

4 しゅん工検査野帳は、別記第9号の4様式及び別記第9号の5様式によるものとする。

(実績報告)

第16条 要項第13条第2項第1号の事業実績書は、別記第10号様式によるものとする。

(補助金の請求)

第17条 事業実施主体は、規則第16条及び要項第15条第1項の規定による補助金の請求を行うときは、請求書は局長等を経由して知事に1部提出するものとする。

2 事業実施主体は、要項第15条第2項の規定により補助金の交付を概算払により受けようとするときは、概算払請求書は局長等を経由して知事に1部提出するものとする。

3 本部長等は、提出のあった概算払請求書に出来高調書（別記第11号様式）を添えるものとする。

(補助金の返還等)

第18条 事業実施主体は、規則第18条の規定による補助金を返還する場合は、次に掲げる資料を提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（写し）
- (2) 補助金交付決定通知書（写し）
- (3) 補助金額の確定通知書（写し）
- (4) その他必要な書類

(財産の処分の制限)

第19条 要項第17条第1項の財産の処分の制限をする期間は、事業の完了の翌年度の初日から起算して5年間とする。

2 事業実施主体は、人工造林の実施年度の翌年度から起算して最低8年間は当該施行地の施業履歴を記録・保管することとする。

(事業完了後の管理)

第20条 本事業のうちコンテナ苗生産基盤施設等整備については、その実施年度等を明らかにするため、事業名、実施年度、事業実施主体名を見やすい箇所に標示するものとする。

2 事業実施主体は、県等から本事業に係る当該施業履歴等の成果について情報提供の求めがあった場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(雑則)

第21条

この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年9月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

別表1

メニュー	事業種目	補助対象経費	補助率又は補助金額	事業実施主体	採択基準
林業・木材産業循環成長対策	1 低コスト再造林対策 (1) 低コスト造林の支援	<p>一貫作業システム 主伐との一貫作業による人工造林の実施に要する経費とし、標準単価は、末木枝条の集材（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。幹部分の集材は含まない。）地ombies、苗木運搬及び植栽に係る標準的な事業費とする。</p> <p>低コスト造林 大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬を導入した造林早生樹造林、その他知事が妥当と認めた効率化・低コスト化に資する技術を導入した人工造林の実施に要する経費とし、標準単価は、地ombies、苗木運搬及び植栽に係る標準的な事業費とする。</p> <p>下刈り 2齢級以下の林分で行う下刈りに係る標準的な事業費とする。</p>	<p>定額 ただし、1ヘクタール当たり 966 千円を上限。また、別に間接費相当額を計上することができる。</p> <p>定額 ただし、1ヘクタール当たり 688 千円を上限。また、別に間接費相当額を計上することができる。</p> <p>定額 ただし、1ヘクタール当たり 123 千円を上限。また、別に間接費相当額を計上することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・森林整備法人等 ・効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が定める考え方方に則って知事が選定した林業経営体（以下「熊本県版育成経営体」という。） 	<p>(1) 従来の造林に比べ、効率化・低コスト化が図られると期待される技術を導入することであること。なお、事業の実施に当たっては、幅広い取組を実施するよう配慮すること。</p> <p>(2) 一貫作業システムを実施するにあたっては、末木枝条の集材と植栽の両方を実施した場合のみ支援対象とし、原則、集材と植栽の実施年度が同年度であること。</p> <p>(3) 1 施行地は、0.1 ヘクタール 以上とする。なお、1 施行地とは、原則として接続する区域とし、事業実施主体が本事業を申請する際の最低単位とすることができる。</p> <p>(4) 主伐と植栽をそれぞれ異なる者が実施する場合は、要領第 7 条第 2 項に定める協定を締結していること。</p> <p>(5) 植栽樹種は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領に定める樹種であり、経常的に製材品等として流通が期待できる樹種とする。</p> <p>(6) 森林経営計画対象森林において本事業を実施する場合には当該計画に基づき、森林法第 10 条の 8 に規定する伐採及び伐採後の造林の届出をして本事業を実施する場合には当該届出に基づき、それぞれ人工造林を行うこと。</p> <p>(7) 森林経営計画対象森林以外の森林で本事業を実施する場合は、当該森林を森林経営計画の対象森林とするように努めること。</p>

別表1

メニュー	事業種目	補助対象経費	補助率又は補助金額	事業実施主体	採択基準
林業・木材産業循環成長対策	(2)機械器具の整備	(1)の実施に必要な機械器具の整備に要する経費とし、次の機械器具の購入又は賃借料、それらの運送料等に係る経費とする。 苗木運搬用のドローンや架線(滑車等の附属機械器具含む) 植栽に要するディブルや電動植穴機 下刈りに要する機械器具(刈払機を除く) 施行地管理用のドローン(ソフトウェア等の附属機械器具含む) その他、造林の低コスト化に必要と知事が認める機械器具	定額 ただし、666千円を上限。		
	(3)関連条件整備活動	(1)の実施に必要な関連条件整備活動に要する経費とし、以下の経費とする。 対象森林の調査及び森林所有者の同意取り付け等に要する経費 長期受委託契約や基金造成等に要する経費 森林作業道の整備 鳥獣害防止施設等の整備	定額 ただし、1ヘクタール当たり29.3千円を上限。 定額 ただし、1ヘクタール当たり29.3千円を上限。 定額 ただし、1メートル当たり2.6千円を上限。 標準単価の3分の2以内。		

別表1

メニュー	事業種目	補助対象経費	補助率又は補助金額	事業実施主体	採択基準
林業 ・ 木材 産業循環成長対策	2 コンテナ苗生産基盤施設等整備 (1) コンテナ苗生産基盤施設等 (2) コンテナ苗幼苗生産高度化施設等	<p>コンテナ苗生産施設装置等及びコンテナ苗生産機械器具 機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費とする。なお、導入する機械については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。</p> <p>コンテナ苗生産資材 コンテナ苗の生産に必要な資材の調達に要する経費とし、資材購入費及び資材運搬費とする。</p> <p>幼苗生産施設装置等及び幼苗生産機械器具 機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費とする。なお、導入する機械については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。</p> <p>幼苗生産資材 コンテナ苗の幼苗の生産に必要な資材の調達に要する経費とし、資材購入費及び資材運搬費とする。</p> <p>普通苗かん水施設等 機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費とする。なお、導入する機械については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。</p>	<p>2分の1以内。ただし、コンテナ苗の年間生産量（増加量）1千本につき20万円を上限。</p> <p>2分の1以内。ただし、選別種子又は幼苗の年間生産量（増加量）をコンテナ苗生産量に換算して1千本につき20万円を上限。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・林業種苗法に基づく生産事業者 ・熊本県樹苗協同組合 	<p>(1) コンテナ苗生産基盤施設等 事業実施主体ごとの当該コンテナ苗生産基盤施設等の整備にかかる事業計画期間内におけるコンテナ苗生産目標量が年間1万本以上であること。 ただし、認定特定増殖事業者等においては、当該事業計画期間における最終年の次の年から起算して5年内に年間1万本以上に達する計画とすることができる（達成まで毎年度実績報告を行うこと。）</p> <p>(2) コンテナ苗幼苗生産高度化施設等 コンテナ苗幼苗生産高度化施設等の整備によって、選別種子又は幼苗の生産量のうち概ね50%以上を他のコンテナ苗生産事業者に配布すること。 また、種子選別機の導入に当たっては、受益戸数は種子選別機による選別種子利用者数とし、5戸以上であること。</p> <p>(3) 普通苗生産基盤施設等について 普通苗の安定的生産を確保するために必要な干害に備えたかん水施設等の整備であること。 生産における事業実施主体ごとの当該普通苗生産基盤施設等の整備にかかる事業計画期間内における普通苗生産目標量が現状値以上であること。</p> <p>(4) 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとすること。</p> <p>(5) 事業費は、おおむね50万円以上とする。</p>

別表1

メニュー	事業種目	補助対象経費	補助率又は補助金額	事業実施主体	採択基準
合板 ・ 製材 ・ 集成材 国 際 競 争 力 強 化 対 策	1 低コスト 再造林対策 (1) 低コスト造林の 支援	<p>一貫作業システム 主伐との一貫作業による人工造林の実施に要する経費とし、標準単価は、末木枝条の集材（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。幹部分の集材は含まない。）地拵え、苗木運搬及び植栽に係る標準的な事業費とする。</p> <p>低コスト造林 大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬を導入した造林、早生樹造林、その他知事が妥当と認めた効率化・低コスト化に資する技術を導入した人工造林の実施に要する経費とし、標準単価は、地拵え、苗木運搬及び植栽に係る標準的な事業費とする。</p> <p>下刈り 2齢級以下の林分で行う下刈りに係る標準的な事業費とする。</p>	<p>定額 ただし、1ヘクタール当たり 966 千円を上限。また、別に間接費相当額を計上することができる。</p> <p>定額 ただし、1ヘクタール当たり 688 千円を上限。また、別に間接費相当額を計上することができる。</p> <p>定額 ただし、1ヘクタール当たり 123 千円を上限。また、別に間接費相当額を計上することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・森林整備法人等 ・効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が定める考え方方に則って知事が選定した林業経営体（以下「熊本県版育成経営体」という。） 	<p>(1) 従来の造林に比べ、効率化・低コスト化が図られると期待される技術を導入することであること。なお、事業の実施に当たっては、幅広い取組を実施するよう配慮すること。</p> <p>(2) 一貫作業システムを実施するにあたっては、末木枝条の集材と植栽の両方を実施した場合のみ支援対象とし、原則、集材と植栽の実施年度が同年度であること。</p> <p>(3) 1 施行地は、0.1 ヘクタール 以上とする。なお、1 施行地とは、原則として接続する区域とし、事業実施主体が本事業を申請する際の最低単位とすることができる。</p> <p>(4) 主伐と植栽をそれぞれ異なる者が実施する場合は、要領第 7 条第 2 項に定める協定を締結していること。</p> <p>(5) 植栽樹種は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領に定める樹種であり、経常的に製材品等として流通が期待できる樹種とする。</p> <p>(6) 森林経営計画対象森林において本事業を実施する場合には当該計画に基づき、森林法第 10 条の 8 に規定する伐採及び伐採後の造林の届出をして本事業を実施する場合には当該届出に基づき、それぞれ人工造林を行うこと。</p> <p>(7) 森林経営計画対象森林以外の森林で本事業を実施する場合は、当該森林を森林経営計画の対象森林とするように努めること。</p> <p>(8) 原木安定供給計画参画事業実施主体であり、体質強化・花粉削減計画の対象とする木材加工流通施設及び高度加工処理施設への原木供給実績を確認できること。</p>

別表1

メニュー	事業種目	補助対象経費	補助率又は補助金額	事業実施主体	採択基準
合板 ・ 製材 ・ 集成材 国 際 競 争 力 強 化 対 策	1 低コスト 再造林対策	(2) 機械器具の整備 (1) の実施に必要な機械器具の整備に要する経費とし、次の機械器具の購入又は賃借料、それらの運送料等に係る経費とする。 苗木運搬用のドローンや架線(滑車等の附属機械器具含む) 植栽に要するディブルや電動植穴機 下刈りに要する機械器具(刈払機を除く) 施行地管理用のドローン(ソフトウェア等の附属機械器具含む) その他、造林の低コスト化に必要と知事が認める機械器具	定額 ただし、666千円を上限。		

別表1

メニュー	事業種目	補助対象経費	補助率又は補助金額	事業実施主体	採択基準
花粉の少ない森林への転換促進対策	1 低コスト再造林対策 (1) 低コスト造林の支援	<p>一貫作業システム 主伐との一貫作業による人工造林の実施に要する経費とし、標準単価は、末木枝条の集材（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。幹部分の集材は含まない。）地拵え、苗木運搬及び植栽に係る標準的な事業費とする。</p> <p>低コスト造林 大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬を導入した造林、早生樹造林、その他知事が妥当と認めた効率化・低コスト化に資する技術を導入した人工造林の実施に要する経費とし、標準単価は、地拵え、苗木運搬及び植栽に係る標準的な事業費とする。</p> <p>下刈り 2齢級以下の林分で行う下刈りに係る標準的な事業費とする。</p>	<p>定額 ただし、1ヘクタール当たり 966 千円を上限。また、別に間接費相当額を計上することができる。</p> <p>定額 ただし、1ヘクタール当たり 688 千円を上限。また、別に間接費相当額を計上することができる。</p> <p>定額 ただし、1ヘクタール当たり 123 千円を上限。また、別に間接費相当額を計上することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・森林整備法人等 ・効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が定める考案方に則って知事が選定した林業経営体（以下「熊本県版育成経営体」という。） 	<p>(1) スギ人工林伐採重点区域内で行われるものであり、従来の造林に比べ、効率化・低成本化が図られると期待される技術を導入するものであること。なお、事業の実施に当たっては、幅広い取組を実施するよう配慮すること。</p> <p>(2) 一貫作業システムを実施するにあたっては、末木枝条の集材と植栽の両方を実施した場合のみ支援対象とし、原則、集材と植栽の実施年度が同年度であること。</p> <p>(3) 1施行地は、0.1 ヘクタール 以上とする。なお、1施行地とは、原則として接続する区域とし、事業実施主体が本事業を申請する際の最低単位とすることができる。</p> <p>(4) 主伐と植栽をそれぞれ異なる者が実施する場合は、要領第7条第2項に定める協定を締結していること。</p> <p>(5) 植栽樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められた品種及び本県において花粉症を発生させるおそれがないとされた樹種とすること。</p> <p>(6) 森林経営計画対象森林において本事業を実施する場合には当該計画に基づき、森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出をして本事業を実施する場合には当該届出に基づき、それぞれ人工造林を行うこと。</p> <p>(7) 森林経営計画対象森林以外の森林で本事業を実施する場合は、当該森林を森林経営計画の対象森林とするように努めること。</p>

別表1

メニュー	事業種目	補助対象経費	補助率又は補助金額	事業実施主体	採択基準
花粉の少ない森林への転換促進対策	1 低コスト再造林対策	(2) 機械器具の整備 (1) の実施に必要な機械器具の整備に要する経費とし、次の機械器具の購入又は賃借料、それらの運送料等に係る経費とする。 苗木運搬用のドローンや架線(滑車等の附属機械器具含む) 植栽に要するディブルや電動植穴機 下刈りに要する機械器具(刈払機を除く) 施行地管理用のドローン(ソフトウェア等の附属機械器具含む) その他、造林の低コスト化に必要と知事が認める機械器具	定額 ただし、666千円を上限。		

別表1

メニュー	事業種目	補助対象経費	補助率又は補助金額	事業実施主体	採択基準
花粉の少ない森林への転換促進対策	2 民間事業者による苗木増産の支援 (1) コンテナ苗生産基盤施設等整備	コンテナ苗生産施設装置等及びコンテナ苗生産機械器具 機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費とする。なお、導入する機械については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。 コンテナ苗生産資材 コンテナ苗の生産に必要な資材の調達に要する経費とし、資材購入費及び資材運搬費とする。	10分の6以内。ただし、事業完了翌年度から起算して3年目（育苗に時間を要する場合は5年目）のコンテナ苗の年間生産量（増加量）1千本につき20万円を上限。	・林業種苗法に基づく生産事業者 ・熊本県樹苗協同組合	(1) 体質強化・花粉削減計画における苗木供給事業実施主体であり、体質強化・花粉削減計画参画事業実施主体に苗木の供給実績又は供給見込みがあることを知事が認める者であること。 (2) 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとすること。 (3) 1事業費は、おおむね50万円以上とする。 (4) コンテナ苗生産基盤施設等 原則として「スギ花粉発生源対策推進方針」に基づき、花粉の少ない森林への転換に必要な苗木増産のための施設であること。種子選別機の導入に当たっては、受益戸数は種子選別機利用者とし、5戸以上であること。

別記第1号様式(第4条第1項関係)

年度間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)実施計画書

事業実施主体名					
事業メニュー	事業量 (ha,本,箇所)	事業費(A+B) (円)	補助金額A (円)	その他B (円)	備考
低コスト再造林対策					
コンテナ苗生産基盤施設等整備					
合計	-				

添付書類

実施計画計算書(別記第1号様式の別紙1～2のうち該当する事業種目の様式)

(注)不要な文字については、抹消して使用すること。

繰越の場合は、上段に全体、中段に當年度内執行分、下段に繰越分を記入すること。

年度間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等) 実施(変更)計画書

事業実施主体名		
---------	--	--

1 低コスト再造林対策

(1)低コスト造林の支援

一貫作業システム(未木枝条の集材(主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。幹部分の集材は含まない。)、地挖え、苗木運搬及び植栽)

整理番号	実施箇所			施行方法	事業量 (実面積) (ha)	植栽樹種 ・規格等	植栽本数 (本/ha)	実行経費(事業費)						補助率(国費 充当率)	直接費 定額単価 (円/ha)	間接費 相当単価 (円/ha)	補助金額			備考									
	施行 市町村	林班	林小班					直接費 実行単価 (円/ha)	直接費 (円)	間接費		少計 (円)	計 (円)																
										現場監督費 d	社会保険料等 e=c*d																		
1	1	1	請負	2.14	スギMC苗150cc 特定母樹	2,880	1,262,000	2,700,680	b c=a*b						2,700,000	2/3	966,000	2,067,000	2,067,000	50m3 未木枝条等									
合計				2.14				2,700,680							2,700,000			2,067,000	2,067,000										

施行方法の欄は、「直営」、「請負」の別を記入すること。

植栽樹種・規格等は、コンテナ苗(根鉢容量)・特定母樹等を記入すること。

実行単価は、事業実施主体の実行単価を記入すること。なお、単価には共通仮設費を含むものとする。

間接費の率は、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について(林野庁森林整備部整備課長通知)」による率を記入すること。

補助率(国費充当率)は、「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する補助率を記入すること。

定額単価は、「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する定額単価を記入すること。

備考欄に未木枝条搬出枚数を記入すること。

低コスト造林(地挖え、苗木運搬及び植栽)

整理番号	実施箇所			施行方法	事業量 (実面積) (ha)	植栽樹種 ・規格等	植栽本数 (本/ha)	実行経費(事業費)						補助率(国費 充当率)	直接費 定額単価 (円/ha)	間接費 相当単価 (円/ha)	補助金額			備考									
	施行 市町村	林班	林小班					直接費 実行単価 (円/ha)	直接費 (円)	間接費		少計 (円)	計 (円)																
										現場監督費 d	社会保険料等 e=c*d																		
1	1	1	請負	2.14	スギMC苗150cc 特定母樹	2,055	578,000	1,236,920	b c=a*b						1,236,000	2/3	688,000	1,472,000	1,472,000										
合計				2.14				1,236,920							1,236,000			1,472,000	1,472,000										

施行方法の欄は、「直営」、「請負」の別を記入すること。

植栽樹種・規格等は、コンテナ苗(根鉢容量)・特定母樹等を記入すること。

実行単価は、事業実施主体の実行単価を記入すること。なお、単価には共通仮設費を含むものとする。

間接費の率は、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について(林野庁森林整備部整備課長通知)」による率を記入すること。

補助率(国費充当率)は、「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する補助率を記入すること。

定額単価は、「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する定額単価を記入すること。

下刈り

整理番号	実施箇所			施行方法	事業量 (実面積) (ha)	樹種 ・林齡	下刈り回数 (回目)	実行経費(事業費)						補助率(国費 充当率)	直接費 定額単価 (円/ha)	間接費 相当単価 (円/ha)	補助金額			備考									
	施行 市町村	林班	林小班					直接費 実行単価 (円/ha)	直接費 (円)	間接費		少計 (円)	計 (円)																
										現場監督費 d	社会保険料等 e=c*d																		
1	1	1	請負	2.14	スギ3年生	2	164,000	350,960	b c=a*b						350,000	2/3	123,000	263,000	263,000										
合計				2.14				350,960							350,000			263,000	263,000										

施行方法の欄は、「直営」、「請負」の別を記入すること。

実行単価は、事業実施主体の実行単価を記入すること。なお、単価には共通仮設費を含むものとする。

間接費の率は、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について(林野庁森林整備部整備課長通知)」による率を記入すること。

補助率(国費充当率)は、「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する補助率を記入すること。

定額単価は、「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する定額単価を記入すること。

年度間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)実施(変更)計画書

事業実施主体名	
---------	--

1 低コスト再造林対策

(2)機械器具の整備

整理番号	機械器具等名	規格・構造・規模	購入・賃借料・運搬料・その他	単位	事業量	実行単価(円) a	実行経費(事業費)(円) b	補助率(国費充当率) c=a*b	補助金額(円) d	備考
1	林業用運搬ドローン	社製、サイズ1042×1042×571mm	賃借料	機	1	500,000	500,000			
2	コンテナ苗植栽用プランティングディブル	社製、長さ104cm	購入	個	5	30,000	150,000			
合計							650,000	2/3	433,000	

補助率(国費充当率)は、合計欄に「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する補助率を記入すること。

補助金額は、実行経費に補助率(国費充当率)を乗じて算出し記入すること。ただし、「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する定額単価上限を上限とすること。
添付資料として次の資料を添付する。

機械器具等の規格がわかるカタログ等

機械器具等の購入については、保管する場所を示す位置図

事業費の積算根拠資料

(3)関連条件整備活動

対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等に要する経費

整理番号	区分	事業量(箇所、ha) a	実行経費(事業費)(円) b	補助率(国費充当率) c	定額単価(円) d	補助金額上限(円) e=a*d	補助金額(円) f	備考
1	技術者給、賃金、旅費	2.14	61,999	2/3	29,300	62,000	61,000	記入例
合計						62,000	61,000	

補助率(国費充当率)は、「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する補助率を記入すること。
定額単価は、「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する定額単価を記入すること。

補助金額は、実行経費と補助金額上限を比較し、いずれか低い金額を持って補助金額とする。

長期受委託契約や基金造成等に要する経費

整理番号	区分	事業量(箇所、ha) a	実行経費(事業費)(円) b	補助率(国費充当率) c	定額単価(円) d	補助金額上限(円) e=a*d	補助金額(円) f	備考
1	技術者給、賃金、旅費	2.14	51,999	2/3	29,300	62,000	51,000	記入例
合計							62,000	51,000

補助率(国費充当率)は、「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する補助率を記入すること。
定額単価は、「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する定額単価を記入すること。

補助金額は、実行経費と補助金額上限を比較し、いずれか低い金額を持って補助金額とする。

鳥獣害防止施設等の整備

整理番号	種類・規格等	単位	事業量	実行経費(事業費)(円) b	補助率(国費充当率) c	定額単価(円) d	補助金額上限(円) e=a*d	補助金額(円) f	備考
1	鳥獣害防護柵設置地上高:1.8m以上網目:大きさ:10cm以下、潜り込み防止:スカラボアリ一体型	m	300	235,000	2/3	900	270,000	235,000	記入例
合計								270,000	235,000

補助率(国費充当率)は、「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する補助率を記入すること。
定額単価は、「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する定額単価を記入すること。

補助金額は、実行経費と補助金額上限を比較し、いずれか低い金額を持って補助金額とする。

留意事項(全体会)

変更の場合は、下段に当初、上段に変更後の事業費等を記入すること。

実行経費は員込みの実行経費を記入すること。

機械器具の整備及び関連条件整備活動の整理番号は、「(1)低コスト再造林の支援」の整理番号と一致させること。

事業量は、面積は小数第2位まで、延長は整数止とすること。また、補助金額は千円未満切り捨てとすること。

縦越の場合は、上段に全体、中段に当年度内執行分、下段に縦越分を記入すること。

添付資料として、対象森林区画と集材方法等の概要を(線形等)を地形図に示した図面を付けるものとする(協定書の図面の写しで可)。

別記第1号様式の別紙2(第4条第1項関係)

年度間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等) 実施(変更)計画書

事業実施主体名	
---------	--

2 コンテナ苗生産基盤施設等整備

(1)コンテナ苗生産基盤施設等(コンテナ苗生産施設装置等及びコンテナ苗生産機械器具、コンテナ苗生産資材)

整理番号	施設等名	規格・構造・規模	実施個所	単位	事業量 a	事業費 (円) b	補助率(国 費充当率) c	補助金額 (円) d=b*c	生産量		育苗開始 時期	備考
									現状(年度)	目標(年度)		
1	コンテナ苗生産施設	ハウス 幅5m、長さ30m	市 6-18-1	式	1	447,900	1/2	223,000	990千本 ()	1,010千本 ()	年12月頃	
2	コンテナ苗生産器具	抜取機 社製	市 6-18-1	台	2	1,441,800	1/2	720,000			年11月頃	
											年 月頃	
合計						1,889,700		943,000				

添付資料として次の資料を添付する。

費用対効果分析結果(費用対効果分析については、「林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領(林野庁長官通知)」を参考に実施するものとする)

施設整備・機械導入・苗畑整備については、整備等を行う場所を示す位置図、平面図、構造図、カタログ等

資材の購入については、規格がわかるカタログ等

事業費の積算根拠資料

(2)コンテナ苗幼苗生産高度化施設等(幼苗生産施設装置等及び幼苗生産機械器具、幼苗生産資材、普通苗かん水施設等)

整理番号	施設等名	規格・構造・規模	実施個所	単位	事業量 a	事業費 (円) b	補助率(国 費充当率) c	補助金額 (円) d=b*c	生産量・配布量		育苗開始 時期	備考
									現状(年度)	目標(年度)		
1	幼苗生産施設	ハウス 幅5m、長さ30m	市 6-18-1	式	1	447,900	1/2	223,000	生産量 1千本 配布量 0本 ()	生産量 6千本 配布量 3千本 ()	年12月頃	
2	幼苗生産資材	機 社製	市 6-18-1	個	2	1,441,800	1/2	720,000			年11月頃	
合計						1,889,700		943,000			年 月頃	

添付資料として次の資料を添付する。

費用対効果分析結果(費用対効果分析については、「林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領(林野庁長官通知)」を参考に実施するものとする)

施設整備・機械導入・苗畑整備については、整備等を行う場所を示す位置図、平面図、構造図、カタログ等

資材の購入については、規格がわかるカタログ等

事業費の積算根拠資料

種子選別機を導入する場合は、選別種子利用者名簿

留意事項(全体)

変更の場合は、下段に当初、上段に変更後の事業費等を記入すること。

事業費は見込みの事業費を記入すること。

補助金額は千円未満切り捨てとすること。

繰越の場合は、上段に全体、中段に当年度内執行分、下段に繰越分を記入すること。

別記第2号様式（第5条関係）

森整第　　号
年　月　日

（申請者）様

熊本県知事

年度間伐等森林整備促進対策事業（主伐・植栽一貫作業システム支援等）実施（変更）計画承認通知書

年　月　日付け　　第　　号で承認申請のありました

年度間伐等森林整備促進対策事業（主伐・植栽一貫作業システム支援等）実施（変更）計画については、間伐等森林整備促進対策事業（主伐・植栽一貫作業システム支援等）実施要領第5条（変更は、第6条）の規定に基づき承認します。

（注）不要な文字は、抹消すること。

別記第3号様式（第7条第2項関係）

主伐・植栽一貫作業の実施に係る協定書

（伐採実施者）（以下「甲」という。）と（植栽実施者）（以下「乙」という。）は、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）熊本県農林水産業振興補助金等交付要項及び間伐等森林整備促進対策事業（主伐・植栽一貫作業システム支援等）実施要領に基づく間伐等森林整備促進対策事業（主伐・植栽一貫作業システム支援等）（以下「事業」という。）の実施に関し、事業の目的を達するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、第3条に掲げる森林（以下「対象森林」という。）について、甲と乙が連携して主伐から植栽までの一連の施業を合理的かつ省力的に行い、森林整備の初期経費を低減することを目的とする。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 この協定の目的を達成するため、特に必要がある場合は、甲、乙協議のうえ、この協定を更新することができる。

（対象とする森林）

第3条 この協定の対象とする森林は、次のとおりとする。

市町村	林班	小班	樹種	林齢	面積	備考
					ha	
					ha	
					ha	
					ha	
					ha	

面積は、小数第2位まで記入する。

（導入計画）

第4条 対象森林において行う施業の時期、方法等は、次のとおりとする。

伐採予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
植栽予定期間	年 月 日から 年 月 日まで (原則として、伐採期間中から着手し、苗木及び資材等の運搬と地拵えの施業が伐採と一体的に行われることとする。)
伐採木の集材方法	
苗木等資材の運搬方法	
備 考	(作業の支障となる事項や特に注意を要する事項について記載する)

関係図面	対象森林の区画と集材方法等の概要（線形等）は、別添地形図に示すとおり。
------	-------------------------------------

（連携する内容）

第5条 甲と乙は、次の施業を連携して実施する。

(1) 対象森林の地拵え

植栽及び下刈りの障害となる粗朶類や草木竹を除去及び整理する。

(2) 苗木の運搬

事業で植栽するコンテナ苗及び鳥獣害防止施設等の材料を最寄り道路から対象森林内へ運搬する。

(3) その他上記に関連する作業

（当事者の義務）

第6条 この協定に基づき、甲と乙は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

(1) 甲の義務

第4条に定める施業を円滑に行うため、主伐や木材搬出に使用した機械等を必要な期間、対象森林に残置し、乙と連携して適切に活用すること。

(2) 乙の義務

第4条に定める施業を円滑に行い、事業を速やかに完了するため、苗木等資材の調達や関係者等との連絡調整を行うこと。

（費用の負担等）

第7条 第4条に定める施業を実施するために要する経費の負担は、甲と乙が協議して決定するものとする。

ただし、甲と乙は、事業の目的を尊重して経費の節減に最大限の努力を払い、甲と乙がそれぞれに行う伐採や植栽の連携を高めるよう工夫するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協議の各条項について疑義が生じた場合には、別途甲と乙が誠実に協議の上、対処するものとする。

上記を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各自その1通を所持する。

年　月　日

甲　住　所
名　称
代表者氏名

印

乙　住　所
名　称
代表者氏名

印

別記第4号様式(第7条第3項関係)

低コスト造林対策に係る計画書

事業実施主体名	
---------	--

一貫作業システム

整理番号	場所				工種	施行時期	事業費	補助金額	搬出材積	苗木種類	植栽密度
	市町村	林班	小班	面積							
					集材(全木、全幹、末木枝条を含む)	年 月頃～年 月頃			m3		
					うち末木枝条集材				m3		
					地拵え	年 月頃～年 月頃					
					苗木運搬						樹種:
					植栽	年 月頃～年 月頃					本/ha
					本事業に係る対象事業費(+ + +)		0	0	本施行地における植栽本数	本	
					集材(全木、全幹、末木枝条を含む)	年 月頃～年 月頃			m3		
					うち末木枝条集材				m3		
					地拵え	年 月頃～年 月頃					
					苗木運搬						樹種:
					植栽	年 月頃～年 月頃					本/ha
					本事業に係る対象事業費(+ + +)		0	0	本施行地における植栽本数	本	

【添付書類】

整理番号ごとの施業図

注1 整理番号は別記第1号様式の別紙1と対応させること。

注2 本事業は、主伐時の末木枝条の集材(全木又は全幹集材に伴い生じる末木枝条の搬出・集積に限る。)と再造林の一貫作業に要する経費の補助することから、

事業費(補助金額)の算出にあたっては、 うち末木枝条集材、 地拵え、 苗木運搬、 植栽に係る経費から算出すること。

なお、 うち末木枝条集材に係る経費は、 集材(全木、 全幹、 末木枝条を含む)に係る経費の内数とすること。

注3 施行時期に関しては、 伐採者と造林者間での調整が整う場合は、 重複することも可。

注4 苗木種類の欄は、 コンテナ苗等を記載すること。

別記第4号様式(第7条第3項関係)

低コスト造林対策に係る計画書

事業実施主体名			
低コスト造林			

整理番号	場所				工種	施行時期	事業費	補助金額	低コスト化等の内容	植栽密度
	市町村	林班	小班	面積						
					地拵え	年月頃～年月頃			樹種: 本/ha	本
					苗木運搬	年月頃～年月頃				
					植栽	年月頃～年月頃				
					本事業に係る対象事業費(+ +)		0	0	本施行地における植栽本数	本
					地拵え	年月頃～年月頃			樹種: 本/ha	本
					苗木運搬	年月頃～年月頃				
					植栽	年月頃～年月頃				
					本事業に係る対象事業費(+ +)		0	0	本施行地における植栽本数	本
					地拵え	年月頃～年月頃			樹種: 本/ha	本
					苗木運搬	年月頃～年月頃				
					植栽	年月頃～年月頃				
					本事業に係る対象事業費(+ +)		0	0	本施行地における植栽本数	本

【添付書類】

整理番号ごとの施業図

注1 整理番号は別記第1号様式の別紙1と対応させること。

注2 低コスト化等の内容の欄は、大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬を導入した造林、早生樹造林、その他効率化・低コスト化に資する技術等を記載すること。

別記第4号様式(第7条第3項関係)

低コスト造林対策に係る計画書

事業実施主体名	
---------	--

下刈り

整理番号	場所				樹種	林齡	施行時期	事業費	補助金額	低コスト化等の内容
	市町村	林班	小班	面積						
							年 月頃～年 月頃			
							年 月頃～年 月頃			
							年 月頃～年 月頃			

【添付書類】

整理番号ごとの施業図

注1 整理番号は別記第1号様式の別紙1と対応させること。

注2 低コスト化等の内容の欄は、従来の下刈りと比べ、効率化・低コスト化に資する技術等を記載すること。

別記第5号様式（第11条第1項関係）

第
年
月
日
号

熊本県知事

様

所在地
事業実施主体名
代表者名

年度間伐等森林整備促進対策事業（主伐・植栽一貫作業システム

支援等）補助金交付決定前着手承認申請書

のことについて、 年度の事業実施計画に基づき、下記のとおり補助金交付決定前に着手したいので、間伐等森林整備促進対策事業（主伐・植栽一貫作業システム支援等）実施要領第11条第1項の規定により申請します。

記

1 着工の理由

2 添付資料

年度間伐等森林整備促進対策事業（主伐・植栽一貫作業システム支援等）
実施計画書

3 着工の条件

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、その損失は事業実施主体が負担する。
- (2) 補助金交付決定を受けた補助金額が、補助申請額又は補助申請予定額に達しない場合においても異議がない。
- (3) 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

別記第6号様式（第11条第3項関係）

第 号
年 月 日

（申請者）様

熊本県知事

年度間伐等森林整備促進対策事業（主伐・植栽一貫作業システム支援等）補助金交付決定前着手承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました補助金交付決定前着手については、承認します。

別記第7号様式（第12条関係）

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

所在地
事業実施主体名
代表者名

年度間伐等森林整備促進対策事業（主伐・植栽一貫作業システム支援等）着工報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のありました
年度間伐等森林整備促進対策事業（主伐・植栽一貫作業システム支援等）について、下記のとおり着工しましたので間伐等森林整備促進対策事業（主伐・植栽一貫作業システム支援等）実施要領第12条の規定に基づき報告します。

記

交付決定	年 月 日
事業種目	
着工	年 月 日
完了予定	年 月 日
事業主体	
事業実施箇所	
施工方法 (請負の場合は、請負者の住所氏名)	
事業量 (事業種目別に記載)	
事業費	

別記第8号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

所在地
事業実施主体名
代表者名

年度間伐等森林整備促進対策事業（主伐・植栽一貫作業システム支援等）完了報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のありました 年度間伐等森林整備促進対策事業（主伐・植栽一貫作業システム支援等）について、下記のとおり完了しましたので間伐等森林整備促進対策事業（主伐・植栽一貫作業システム支援等）実施要領第14条の規定に基づき報告します

記

交付決定	年 月 日
事業種目	
着工	年 月 日
完了	年 月 日
事業主体	
事業実施箇所	
施工方法 (請負の場合は、請負者の住所氏名)	
事業量 (事業種目別に記載)	
事業費	

添付書類

実施内訳書（別記第8号様式の別紙）

事業実施箇所毎の写真（着工前・材料・施行状況・完了）

チェックリスト

「環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）」（別記第13号の1様式）

又は「環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）」（別記第13号の2様式）

年度 間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)実施内訳書

事業実施主体名		
---------	--	--

1 低コスト再造林対策

(1)低コスト造林の支援

一貫作業システム(末木枝条の集材(主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。幹部分の集材は含まない。)、地拵え、苗木運搬及び植栽)

整理番号	実施箇所			施工方法	事業量 (実面積) (ha)	植栽樹種 ・規格等	植栽本数 (本)	実行経費(事業費)				補助率(国費 充当率)	直接費 定額単価 (円/ha)	間接費 相当単価 (円/ha)	補助金額			備考			
	直接費		間接費					現場監督費		社会保険料等		少計 (円)	計 (円)	直接費分 (円)	間接費分 (円)	計 (円)					
	実行単価 (円/ha)	直接費 (円)	現場監 督費率 d					e=c*d	f	g=c*f	h=e+g			i=c+h	j	k	l=k*(d+f)	m=a*k	n=a*l	o=m+n	
1	1	1	請負	2.14	スキMC苗150cc 特定母樹	3,000	1,262,000	2,700,680					2,700,000	2/3	966,000		2,067,000		2,067,000	50m3	末木枝条等
合計				2.14			2,700,680						2,700,000				2,067,000		2,067,000		

施工方法の欄は、「直営」、「請負」の別を記入すること。

植栽樹種・規格等は、コントナ苗(根鉢容量)・特定母樹等を記入すること。

実行単価は、事業実施主体の実行単価を記入すること。なお、単価には共通仮設費を含むものとする。

間接費の率は、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について(林野庁森林整備部整備課長通知)」による率を記入すること。

補助率(国費充当率)は、「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する補助率を記入すること。

定額単価は、「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する定額単価を記入すること。

備考欄に末木枝条搬出材積を記入すること。

低成本造林(地拵え、苗木運搬及び植栽)

整理番号	実施箇所			施工方法	事業量 (実面積) (ha)	植栽樹種 ・規格等	植栽本数 (本)	実行経費(事業費)				補助率(国費 充当率)	直接費 定額単価 (円/ha)	間接費 相当単価 (円/ha)	補助金額			備考			
	直接費		間接費					現場監督費		社会保険料等		少計 (円)	計 (円)	直接費分 (円)	間接費分 (円)	計 (円)					
	実行単価 (円/ha)	直接費 (円)	現場監 督費率 d					e=c*d	f	g=c*f	h=e+g			i=c+h	j	k	l=k*(d+f)	m=a*k	n=a*l	o=m+n	
1	1	1	請負	2.14	スキMC苗150cc 特定母樹	2,200	854,000	1,827,560					1,827,000	2/3	688,000		1,472,000		1,472,000		
合計				2.14			1,827,560						1,827,000				1,472,000		1,472,000		

施工方法の欄は、「直営」、「請負」の別を記入すること。

植栽樹種・規格等は、コントナ苗(根鉢容量)・特定母樹等を記入すること。

実行単価は、事業実施主体の実行単価を記入すること。なお、単価には共通仮設費を含むものとする。

間接費の率は、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について(林野庁森林整備部整備課長通知)」による率を記入すること。

補助率(国費充当率)は、「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する補助率を記入すること。

定額単価は、「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する定額単価を記入すること。

下刈り

整理番号	実施箇所			施工方法	事業量 (実面積) (ha)	樹種 ・林齡	下刈り回数 (回)	実行経費(事業費)				補助率(国費 充当率)	直接費 定額単価 (円/ha)	間接費 相当単価 (円/ha)	補助金額			備考			
	直接費		間接費					現場監督費		社会保険料等		少計 (円)	計 (円)	直接費分 (円)	間接費分 (円)	計 (円)					
	直接費 (円/ha)	直接費 (円)	現場監 督費率 d					e=c*d	f	g=c*f	h=e+g			i=c+h	j	k	l=k*(d+f)	m=a*k	n=a*l	o=m+n	
1	1	1	請負	2.14	スキ3年生	2	164,000	350,960					350,000	2/3	123,000		263,000		263,000		
合計				2.14			350,960						350,000				263,000		263,000		

施工方法の欄は、「直営」、「請負」の別を記入すること。

実行単価は、事業実施主体の実行単価を記入すること。なお、単価には共通仮設費を含むものとする。

間接費の率は、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について(林野庁森林整備部整備課長通知)」による率を記入すること。

補助率(国費充当率)は、「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する補助率を記入すること。

定額単価は、「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する定額単価を記入すること。

年度 間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)実施内訳書

事業実施主体名	
---------	--

(2)機械器具の整備

整理番号	機械器具等名	規格・構造・規模	購入・賃借料・運搬料・その他	単位	事業量	実行単価(円) a b c=a*b	実行経費(事業費)(円) d	補助率(国費充当率) e=c*d	補助金額(円) f	備考
1	林業用運搬ドローン	社製、サイズ1042×1042×571mm	賃借料	機	1	500,000	500,000			
2	コンテナ苗栽用プランティングディブル	社製、長さ104cm	購入	個	5	30,000	150,000			
合計							650,000	2/3	433,000	

補助率(国費充当率)は、合計欄に「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する補助率を記入すること。
 補助金額は、実行経費に補助率(国費充当率)を乗じて算出し記入すること。ただし、「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する定額単価上限を上限とすること。
 添付資料として次の資料を添付する。

機械器具等の規格がわかるカタログ等

機械器具等の購入については、保管する場所を示す位置図

事業費の積算根拠資料

(3)関連条件整備活動

対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等に要する経費

整理番号	区分	事業量(箇所、ha) a	実行経費(事業費)(円) b	補助率(国費充当率) c	定額単価(円) d	補助金額上限(円) e=a*d	補助金額(円) f	備考
1	技術者給、賃金、旅費	2.14	51,999	2/3	26,300	56,000	51,000	
合計						56,000	51,000	

補助率(国費充当率)は、「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する補助率を記入すること。
 定額単価は、「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する定額単価を記入すること。
 補助金額は、実行経費と補助金額上限を比較し、いずれか低い金額を持って補助金額とする。

森林作業道の整備

整理番号	施行方法	路線名	全幅員(m) a	事業量(m) b	実行経費(事業費)(円) c	補助率(国費充当率) d	定額単価(円) e=a*d	補助金額(円) f	備考	
1	請負	線	3.0	300.00	960,000	2/3	2,600	780,000	780,000	
合計				300.00				780,000	780,000	

補助率(国費充当率)は、「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する補助率を記入すること。
 定額単価は、「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する定額単価を記入すること。
 補助金額は、実行経費と補助金額上限を比較し、いずれか低い金額を持って補助金額とする。

留意事項(全体)

変更の場合は、下段に当初、上段に変更後の事業費等を記入すること。

実行経費は見込みの実行経費を記入すること。

機械器具の整備及び関連条件整備活動の整理番号は、「(1)低コスト造林の支援」の整理番号と一致させること。

事業量は、面積は小数第2位まで、延長は整数止とすること。また、補助金額は千円未満切り捨てとすること。

縫越の場合は、上段に全体、中段に当年度内執行分、下段に縫越分を記入すること。

添付資料として、対象森林区画と集材方法等の概要を(線形等)を地形図に示した図面を付けるものとする(協定書の図面の写して可)。

長期受委託契約や基金造成等に要する経費

整理番号	区分	事業量(箇所、ha) a	実行経費(事業費)(円) b	補助率(国費充当率) c	定額単価(円) d	補助金額上限(円) e=a*d	補助金額(円) f	備考	
1	技術者給、賃金、旅費	2.14	51,999	2/3	26,300	56,000	51,000		
合計							56,000	51,000	

補助率(国費充当率)は、「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する補助率を記入すること。
 定額単価は、「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する定額単価を記入すること。
 補助金額は、実行経費と補助金額上限を比較し、いずれか低い金額を持って補助金額とする。

鳥獣害防止施設等の整備

整理番号	種類・規格等	単位	事業量	実行経費(事業費)(円) b	補助率(国費充当率) c	定額単価(円) d	補助金額上限(円) e=a*d	補助金額(円) f	備考	
1	鳥獣害防護柵設置地上高:1.8m以上網目の大さき:10cm以下、潜り込み防止:スカラネットあり一体型	m	300.00	235,000	2/3	900	270,000	235,000		
合計								270,000	235,000	

補助率(国費充当率)は、「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する補助率を記入すること。
 定額単価は、「間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)標準単価表」に記載する定額単価を記入すること。
 補助金額は、実行経費と補助金額上限を比較し、いずれか低い金額を持って補助金額とする。

年度 間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)実施内訳書

事業実施主体名	
---------	--

2 コンテナ苗生産基盤施設等整備

(1)コンテナ苗生産基盤施設等(コンテナ苗生産施設装置等及びコンテナ苗生産機械器具、コンテナ苗生産資材)

整理番号	施設等名	規格・構造・規模	実施個所	単位	事業量 a	事業費 (円) b	補助率(国 費充当率) c	補助金額 (円) d=b*c	生産量		育苗開始 時期	備考
									現状(年度)	目標(年度)		
1	コンテナ苗生産施設	ハウス 幅5m、長さ30m	市 6-18-1	式	1	447,900	1/2	223,000	990千本 ()	1,010千本 ()	年12月頃	
2	コンテナ苗生産器具	抜取機 社製	市 6-18-1	台	2	1,441,800	1/2	720,000			年11月頃	
											年 月頃	
合計						1,889,700		943,000				

実施(変更)計画から変更があった場合は、添付資料として変更に係る次の資料を添付する。

費用対効果分析結果(費用対効果分析については、「林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領(林野庁長官通知)」を参考に実施するものとする)

施設整備、機械導入、苗畑整備については、整備等を行う場所を示す位置図、平面図、構造図、カタログ等

資材の購入については、規格がわかるカタログ等

事業費の積算根拠資料

(2)コンテナ苗幼苗生産高度化施設等(幼苗生産施設装置等及び幼苗生産機械器具、幼苗生産資材、普通苗かん水施設等)

整理番号	施設等名	規格・構造・規模	実施個所	単位	事業量 a	事業費 (円) b	補助率(国 費充当率) c	補助金額 (円) d=b*c	生産量・配布量		育苗開始 時期	備考
									現状(年度)	目標(年度)		
1	幼苗生産施設	ハウス 幅5m、長さ30m	市 6-18-1	式	1	447,900	1/2	223,000	生産量 1千本 配布量 0本 ()	生産量 6千本 配布量 3千本 ()	年12月頃	
2	幼苗生産資材	機 社製	市 6-18-1	個	2	1,441,800	1/2	720,000			年11月頃	
合計						1,889,700		943,000			年 月頃	

実施(変更)計画から変更があった場合は、添付資料として変更に係る次の資料を添付する。

費用対効果分析結果(費用対効果分析については、「林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領(林野庁長官通知)」を参考に実施するものとする)

施設整備、機械導入、苗畑整備については、整備等を行う場所を示す位置図、平面図、構造図、カタログ等

資材の購入については、規格がわかるカタログ等

事業費の積算根拠資料

種子選別機を導入する場合は、選別種子利用者名簿

留意事項(全体)

補助金額は千円未満切り捨てとすること。

繰越の場合は、上段に全体、中段に当年度内執行分、下段に繰越分を記入すること。

別記第9号様式(第15条関係)

年度間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)しゅん工検査復命書

年 月 日から 年 月 日まで、 年度間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)しゅん工検査を下記のとおり実施しましたが、その結果については、別紙検査調書(別紙検査野帳)のとおりでしたので、復命します。

事業実施主体	市町村	事業メニュー	事業種目	記					備考	
				現地検査件数		書類検査(申請)				
				抽出	全筆	計	件数	事業内容・事業量		
合 計										

年 月 日

検査員職氏名

熊本県知事 様

検査員の欄については、署名又は記名押印とする。

年度間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)しゅん工検査調書

事業実施主体名																																																																								
(1) 低コスト造林の支援 一貫作業システム(末木枝条の集材(主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。幹部分の集材は含まない。)、地挖え、苗木運搬及び植栽)																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">整理番号</th> <th colspan="2">事業実施箇所</th> <th rowspan="2">事業量 (実面積) (ha)</th> <th rowspan="2">植栽樹種 ・規格等</th> <th rowspan="2">植栽本数 (本)</th> <th rowspan="2">末木枝条 搬出材積 (m3)</th> <th rowspan="2">現場監督率 (%)</th> <th rowspan="2">社会保険料 率等(%)</th> <th rowspan="2">実行経費 (事業費) (円)</th> <th rowspan="2">補助金額 (円)</th> <th rowspan="2">書類 検査</th> <th rowspan="2">現地 検査</th> <th rowspan="2">他事業との 重複確認</th> <th rowspan="2">合否</th> </tr> <tr> <th>施行市町村</th> <th>林班</th> <th>林小班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </tbody> </table>													整理番号	事業実施箇所		事業量 (実面積) (ha)	植栽樹種 ・規格等	植栽本数 (本)	末木枝条 搬出材積 (m3)	現場監督率 (%)	社会保険料 率等(%)	実行経費 (事業費) (円)	補助金額 (円)	書類 検査	現地 検査	他事業との 重複確認	合否	施行市町村	林班	林小班														<input type="checkbox"/>														<input type="checkbox"/>														<input type="checkbox"/>
整理番号	事業実施箇所		事業量 (実面積) (ha)	植栽樹種 ・規格等	植栽本数 (本)	末木枝条 搬出材積 (m3)	現場監督率 (%)	社会保険料 率等(%)	実行経費 (事業費) (円)	補助金額 (円)	書類 検査	現地 検査		他事業との 重複確認	合否																																																									
	施行市町村	林班											林小班																																																											
													<input type="checkbox"/>																																																											
													<input type="checkbox"/>																																																											
													<input type="checkbox"/>																																																											
低コスト造林(地挖え、苗木運搬及び植栽)																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">整理番号</th> <th colspan="2">事業実施箇所</th> <th rowspan="2">事業量 (実面積) (ha)</th> <th rowspan="2">植栽樹種 ・規格等</th> <th rowspan="2">植栽本数 (本)</th> <th rowspan="2">現場監督率 (%)</th> <th rowspan="2">社会保険料 率等(%)</th> <th rowspan="2">実行経費 (事業費) (円)</th> <th rowspan="2">補助金額 (円)</th> <th rowspan="2">書類 検査</th> <th rowspan="2">現地 検査</th> <th rowspan="2">他事業との 重複確認</th> <th rowspan="2">合否</th> </tr> <tr> <th>施行市町村</th> <th>林班</th> <th>林小班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </tbody> </table>													整理番号	事業実施箇所		事業量 (実面積) (ha)	植栽樹種 ・規格等	植栽本数 (本)	現場監督率 (%)	社会保険料 率等(%)	実行経費 (事業費) (円)	補助金額 (円)	書類 検査	現地 検査	他事業との 重複確認	合否	施行市町村	林班	林小班														<input type="checkbox"/>														<input type="checkbox"/>														<input type="checkbox"/>	
整理番号	事業実施箇所		事業量 (実面積) (ha)	植栽樹種 ・規格等	植栽本数 (本)	現場監督率 (%)	社会保険料 率等(%)	実行経費 (事業費) (円)	補助金額 (円)	書類 検査	現地 検査	他事業との 重複確認		合否																																																										
	施行市町村	林班											林小班																																																											
													<input type="checkbox"/>																																																											
													<input type="checkbox"/>																																																											
													<input type="checkbox"/>																																																											
下刈り																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">整理番号</th> <th colspan="2">事業実施箇所</th> <th rowspan="2">事業量 (実面積) (ha)</th> <th rowspan="2">樹種 ・林齡</th> <th rowspan="2">下刈り回数 (回)</th> <th rowspan="2">現場監督率 (%)</th> <th rowspan="2">社会保険料 率等(%)</th> <th rowspan="2">実行経費 (事業費) (円)</th> <th rowspan="2">補助金額 (円)</th> <th rowspan="2">書類 検査</th> <th rowspan="2">現地 検査</th> <th rowspan="2">他事業との 重複確認</th> <th rowspan="2">合否</th> </tr> <tr> <th>施行市町村</th> <th>林班</th> <th>林小班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </tbody> </table>													整理番号	事業実施箇所		事業量 (実面積) (ha)	樹種 ・林齡	下刈り回数 (回)	現場監督率 (%)	社会保険料 率等(%)	実行経費 (事業費) (円)	補助金額 (円)	書類 検査	現地 検査	他事業との 重複確認	合否	施行市町村	林班	林小班														<input type="checkbox"/>														<input type="checkbox"/>														<input type="checkbox"/>	
整理番号	事業実施箇所		事業量 (実面積) (ha)	樹種 ・林齡	下刈り回数 (回)	現場監督率 (%)	社会保険料 率等(%)	実行経費 (事業費) (円)	補助金額 (円)	書類 検査	現地 検査	他事業との 重複確認		合否																																																										
	施行市町村	林班											林小班																																																											
													<input type="checkbox"/>																																																											
													<input type="checkbox"/>																																																											
													<input type="checkbox"/>																																																											
(2) 機械器具の整備																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>機械器具等名</th> <th>規格・構造・規模</th> <th>購入・賃借料・運搬料・その他</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>実行経費 (事業費) (円)</th> <th>補助金額 (円)</th> <th>書類 検査</th> <th>現地 検査</th> <th>他事業との 重複確認</th> <th>合否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </tbody> </table>													整理番号	機械器具等名	規格・構造・規模	購入・賃借料・運搬料・その他	単位	数量	実行経費 (事業費) (円)	補助金額 (円)	書類 検査	現地 検査	他事業との 重複確認	合否													<input type="checkbox"/>													<input type="checkbox"/>													<input type="checkbox"/>									
整理番号	機械器具等名	規格・構造・規模	購入・賃借料・運搬料・その他	単位	数量	実行経費 (事業費) (円)	補助金額 (円)	書類 検査	現地 検査	他事業との 重複確認	合否																																																													
												<input type="checkbox"/>																																																												
												<input type="checkbox"/>																																																												
												<input type="checkbox"/>																																																												
(3) 関連条件整備活動 対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>区分</th> <th>事業量 (箇所、ha、式)</th> <th>実行経費 (事業費) (円)</th> <th>補助金額 (円)</th> <th>書類 検査</th> <th>現地 検査</th> <th>他事業との 重複確認</th> <th>合否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><input type="checkbox"/></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><input type="checkbox"/></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><input type="checkbox"/></td><td></td></tr> </tbody> </table>													整理番号	区分	事業量 (箇所、ha、式)	実行経費 (事業費) (円)	補助金額 (円)	書類 検査	現地 検査	他事業との 重複確認	合否								<input type="checkbox"/>									<input type="checkbox"/>									<input type="checkbox"/>																									
整理番号	区分	事業量 (箇所、ha、式)	実行経費 (事業費) (円)	補助金額 (円)	書類 検査	現地 検査	他事業との 重複確認	合否																																																																
							<input type="checkbox"/>																																																																	
							<input type="checkbox"/>																																																																	
							<input type="checkbox"/>																																																																	
長期受委託契約や基金造成等																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>区分</th> <th>事業量 (箇所、ha、式)</th> <th>実行経費 (事業費) (円)</th> <th>補助金額 (円)</th> <th>書類 検査</th> <th>現地 検査</th> <th>他事業との 重複確認</th> <th>合否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><input type="checkbox"/></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><input type="checkbox"/></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><input type="checkbox"/></td><td></td></tr> </tbody> </table>													整理番号	区分	事業量 (箇所、ha、式)	実行経費 (事業費) (円)	補助金額 (円)	書類 検査	現地 検査	他事業との 重複確認	合否								<input type="checkbox"/>									<input type="checkbox"/>									<input type="checkbox"/>																									
整理番号	区分	事業量 (箇所、ha、式)	実行経費 (事業費) (円)	補助金額 (円)	書類 検査	現地 検査	他事業との 重複確認	合否																																																																
							<input type="checkbox"/>																																																																	
							<input type="checkbox"/>																																																																	
							<input type="checkbox"/>																																																																	
森林作業道の整備																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>路線名</th> <th>全幅員 (m)</th> <th>事業量 (延長) (m)</th> <th>実行経費 (事業費) (円)</th> <th>補助金額 (円)</th> <th>書類 検査</th> <th>現地 検査</th> <th>他事業との 重複確認</th> <th>合否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><input type="checkbox"/></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><input type="checkbox"/></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><input type="checkbox"/></td><td></td></tr> </tbody> </table>													整理番号	路線名	全幅員 (m)	事業量 (延長) (m)	実行経費 (事業費) (円)	補助金額 (円)	書類 検査	現地 検査	他事業との 重複確認	合否								<input type="checkbox"/>									<input type="checkbox"/>									<input type="checkbox"/>																								
整理番号	路線名	全幅員 (m)	事業量 (延長) (m)	実行経費 (事業費) (円)	補助金額 (円)	書類 検査	現地 検査	他事業との 重複確認	合否																																																															
							<input type="checkbox"/>																																																																	
							<input type="checkbox"/>																																																																	
							<input type="checkbox"/>																																																																	
鳥獣害防止施設等の整備																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>種類・規格等</th> <th>単位</th> <th>事業量</th> <th>実行経費 (事業費) (円)</th> <th>補助金額 (円)</th> <th>書類 検査</th> <th>現地 検査</th> <th>他事業との 重複確認</th> <th>合否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><input type="checkbox"/></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><input type="checkbox"/></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><input type="checkbox"/></td><td></td></tr> </tbody> </table>													整理番号	種類・規格等	単位	事業量	実行経費 (事業費) (円)	補助金額 (円)	書類 検査	現地 検査	他事業との 重複確認	合否								<input type="checkbox"/>									<input type="checkbox"/>									<input type="checkbox"/>																								
整理番号	種類・規格等	単位	事業量	実行経費 (事業費) (円)	補助金額 (円)	書類 検査	現地 検査	他事業との 重複確認	合否																																																															
							<input type="checkbox"/>																																																																	
							<input type="checkbox"/>																																																																	
							<input type="checkbox"/>																																																																	

整理番号は別記第8号様式の別紙の番号とする。

上記のとおり検査しました。

年 月 日

検査員職氏名

検査員の欄については、署名又は記名押印とする。

別記第9号の3様式(第15条関係)

年度間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)しゅん工検査調書

事業実施主体名	
---------	--

2 コンテナ苗生産基盤施設等整備

(1)コンテナ苗生産基盤施設等(コンテナ苗生産施設装置等及びコンテナ苗生産機械器具、コンテナ苗生産資材)

整理番号	施設等名	規格・構造・規模	実施箇所	単位	数量	事業費(円)	補助金額(円)	書類検査	現地検査	検査合・否

(2)コンテナ苗幼苗生産高度化施設等(幼苗生産施設装置等及び幼苗生産機械器具、幼苗生産資材、普通苗かん水施設等)

整理番号	施設等名	規格・構造・規模	実施箇所	単位	数量	事業費(円)	補助金額(円)	書類検査	現地検査	検査合・否

上記のとおり検査しました。

年　月　日

検査員職氏名

検査員の欄については、署名又は記名押印とする。

別記第9号の4様式（第15条関係）

年度間伐等森林整備促進対策事業（主伐・植栽一貫作業システム支援等）しゅん工検査野帳

事業実施主体			確認		整理番号		確認	
事業種目			確認		事業内容		確認	
施行市町村			確認		林班・小班		確認	
森林所有者			確認		林齢		確認	
区域面積	ha		確認		実面積	ha	確認	
実施率			確認		樹種・規格等		確認	
施工本数			確認		末木枝条搬出材積	m ³	確認	
低コスト造林機械器具の整備			確認		対象森林の調査及び同意取付	ha	確認	
長期受委託契約や基金造成等			確認		鳥獣害防止施設等		確認	
コンテナ苗生産基盤施設等			確認					
検査年月日								
検査員	職名		氏名					
立会人								

検査記録

植栽	植え付けの適否（枯損率20%）	確認		支出の証拠となる書類	確認	
末木枝条搬出材積	材積の適否	確認		支出の証拠となる書類	確認	
下刈り	下刈りの適否	確認		支出の証拠となる書類	確認	
低コスト造林機械器具の整備	数量・規格等の適否	確認		支出の証拠となる書類	確認	
対象森林の調査及び同意取付け	支出の証拠となる書類	確認				
長期受委託契約や基金造成等	支出の証拠となる書類	確認				
鳥獣害防止施設等	数量・規格等の適否	確認		支出の証拠となる書類	確認	
コンテナ苗生産基盤施設等	数量・規格等の適否	確認		支出の証拠となる書類	確認	
その他		確認				

備考

検査員の欄については、署名又は記名押印とする。

年度間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)しゅん工検査野帳(森林作業道)

申請者			確認		施行市町村			確認	
事業種目	森林作業道整備				事業内容	森林作業道		確認	
整理番号			確認						
起点林班	林班	起点小班					小班	確認	
終点林班	林班	終点小班					小班	確認	
事業実施者			確認		森林所有者			確認	
事業主体			確認		作業種類	森林作業道		確認	
延長	m	確認		幅員			m	確認	
検査年月日	平成 年 月 日								
検査員	職氏名								
立会人									
検査記録									
(1)路体検査結果									
項目	検査地点及び検査結果			項目	検査地点及び検査結果				
1 延長 (測点間距離)				(曲線半径)					
	確認				確認				
2 幅員 法長 法勾配				3 縦断勾配					
	確認				確認				
(2)工種別検査結果				(3)構造物の検査結果					
工種	検査地点及び検査結果			1 さく孔	数 量				
1 法面整理 (緑化工)	確認				確認				
2 敷砂利	確認			2 裏堀					
3 石積工	確認			3 拔石					
4 簡易土留工	確認			4 根堀					
5 排水工	確認			5 反発強度					
6 かご工等	確認			6					
7	確認			7					
備考									

検査員の欄については、署名又は記名押印とする。

年度間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)実績書

事業実施主体名		

(1)低コスト造林の支援

一貫作業システム(末木枝条の集材(主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。幹部分の集材は含まない。)、地拵え、苗木運搬及び植栽)

整理番号	事業実施箇所			事業量 (実面積) (ha)	植栽樹種 ・規格等	植栽本数 (本)	末木枝条 搬出材積 (m3)	実行経費 (事業費) (円)	補助金額 (円)	着工年月日	完了年月日
	施行市町村	林班	林小班								
合計											

低コスト造林(地拵え、苗木運搬及び植栽)

整理番号	事業実施箇所			事業量 (実面積) (ha)	植栽樹種 ・規格等	植栽本数 (本)	実行経費 (事業費) (円)	補助金額 (円)	着工年月日	完了年月日
	施行市町村	林班	林小班							
合計										

下刈り

整理番号	事業実施箇所			事業量 (実面積) (ha)	樹種 ・林齡	下刈り回数 (回)	実行経費 (事業費) (円)	補助金額 (円)	着工年月日	完了年月日
	施行市町村	林班	林小班							
合計										

(2)機械器具の整備

整理番号	機械器具等名	規格・構造・規模	購入・賃借料・運搬料・その他	単位	数量	実行経費 (事業費) (円)	補助金額 (円)	着工年月日	完了年月日
合計									

(3)関連条件整備活動

対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け

整理番号	区分	事業量 (箇所、ha)	実行経費 (事業費) (円)	補助金額 (円)	着工年月日	完了年月日
合計						

長期受委託契約や基金造成等

整理番号	区分	事業量 (実面積) (ha、式)	実行経費 (事業費) (円)	補助金額 (円)	着工年月日	完了年月日
合計						

森林作業道の整備

整理番号	路線名	幅員 (m)	事業量 (延長) (m)	実行経費 (事業費) (円)	補助金額 (円)	着工年月日	完了年月日
合計							

鳥獣害防止施設等の整備

整理番号	種類・規格等	事業量	単位	実行経費 (事業費) (円)	補助金額 (円)	着工年月日	完了年月日
合計							

年度間伐等森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)実績書

事業実施主体名

2 コンテナ苗生産基盤施設等整備

(1)コンテナ苗生産基盤施設等(コンテナ苗生産施設装置等及びコンテナ苗生産機械器具、コンテナ苗生産資材)

(2) コンテナ苗幼苗生産高度化施設等(幼苗生産施設装置等及び幼苗生産機械器具、幼苗生産資材、普通苗かん水施設等)

別記第11号様式(第17条第3項関係)

事業実施主体名

出来高調書										
事業名	事業種目	事業量 ha,本,箇所	事業費 円	補助金額(A) 円	既受領額(B)		今回請求額(C)		残高 (A)-(B+C) 円	事業完了 予定年月日
					補助金額 円		補助金額 円	出来高 %		
年度間伐等 森林整備促進対策事業(主伐・植栽一貫作業システム支援等)	主伐・植栽一貫作業システム支援									
	コンテナ苗生産推進事業									
	合計									

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

所属
職名

氏名

職氏名の欄については、署名又は記名押印とする。

別記第12号様式（第8条第3項の関係）

年　月　日

熊本県知事　　様

申請者住所

氏名

誓約書

○○○○（申請者）は、補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。

別記第13号の1様式(第8条第3項及び第14条第2項関係)

環境負荷低減チェックシート(林業事業者等向け)

事業実施主体名		提出時期
記入年月日		申請時(します)□ 報告時(しました)□

	チェック	(1) 適正な施肥 種苗生産を行う場合(該当しない□)
	<input type="checkbox"/>	肥料の適正な保管
	<input type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める

	チェック	(2) 適正な防除 農薬を使用する場合(該当しない□)
	<input type="checkbox"/>	農薬の適正な使用・保管
	<input type="checkbox"/>	農薬の使用状況等の記録・保存

	チェック	(3) エネルギーの節減
	<input type="checkbox"/>	林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	チェック	(4) 悪臭及び害虫の発生防止 発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合(該当しない□)
	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
	<input type="checkbox"/>	廃棄物の削減に努め、適正に処理
	<input type="checkbox"/>	未利用材の有効活用を検討

	チェック	(6) 生物多様性への悪影響の防止
	<input type="checkbox"/>	生物多様性に配慮した事業実施(物資調達、施業等)に努める

	チェック	(7) 環境関係法令の遵守等
	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解
	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守
	<input type="checkbox"/>	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める

注:(1)、(2)又は(4)の□で示す場合に該当しない場合は、「該当しない」にチェックすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

別記第13号の2様式(第8条第3項及び第14条第2項関係)

環境負荷低減チェックシート(その他民間事業者・自治体等向け)

事業実施主体名		提出時期
記入年月日		申請時(します)□ 報告時(しました)□

	チェック	(1) エネルギーの節減
	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)を検討
	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	チェック	(2) 悪臭及び害虫の発生防止	発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合(該当しない □)
	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	

	チェック	(3) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討

	チェック	(4) 生物多様性への悪影響の防止
	<input type="checkbox"/>	生物多様性に配慮した事業実施に努める 生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない)
	<input type="checkbox"/>	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 特定事業場である場合(該当しない)

	チェック	(5) 環境関係法令の遵守等
	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解
	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守
	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
	<input type="checkbox"/>	機械等の適切な整備と管理に努める(該当しない)
	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める

注:(2)、(4)の 若しくは 又は(5)の に該当しない場合は、「該当しない」にチェックすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

別添

年度間伐等森林整備促進対策事業（主伐・植栽一貫作業システム支援等）（低成本再造林対策）

【林業・木材産業循環成長対策】

機関名	
記入者名	

— 実施計画承認申請の作成時のチェックリスト及び整理表 —

1 施業工種（取組みたい行為と工種が合っているかチェック）

事業内容	工種	チェック	根拠要領
低成本造林の支援 選択	(1) 一貫作業システム	<input type="checkbox"/>	県実施要領 別表1
	(1) 低成本造林	<input type="checkbox"/>	県実施要領 別表1
	(1) 下刈り	<input type="checkbox"/>	県実施要領 別表1
(1)に関連して次のメニューを利用する意向があるか。（あれば該当のメニューにチェック）			
関連条件整備事業 選択	(2) 苗木運搬用のドローンや架線(滑車等の附属機械器具含む)	<input type="checkbox"/>	県実施要領 別表1
	(2) 植栽に要するディブルや電動植穴機	<input type="checkbox"/>	県実施要領 別表1
	(2) 下刈りに要する機械器具（刈払機を除く）	<input type="checkbox"/>	県実施要領 別表1
	(2) 施行地管理用のドローン(ソフトウェア等の附属機械器具含む)	<input type="checkbox"/>	県実施要領 別表1
	(2) その他、造林の低成本化に必要と知事が認める機械器具	<input type="checkbox"/>	県実施要領 別表1
関連条件整備事業 選択	(3) 対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け	<input type="checkbox"/>	県実施要領 別表1
	(3) 長期受委託契約や基金造成等	<input type="checkbox"/>	県実施要領 別表1
	(3) 森林作業道の整備	<input type="checkbox"/>	県実施要領 別表1
	(3) 鳥獣害防止施設等の整備	<input type="checkbox"/>	県実施要領 別表1

2 交付金交付対象経費

工種（1 施業工種参照）	補助金対象経費	チェック	根拠要領
(1) 一貫作業システム	補助額は、間伐等森林整備促進対策事業（主伐・植栽一貫作業システム支援等）実施要領別表1（第3条関係）に記載の上限額内となっているか。	<input type="checkbox"/>	国実施要領 別表1 県実施要領 別表1
(1) 低成本造林		<input type="checkbox"/>	国実施要領 別表1 県実施要領 別表1
(1) 下刈り		<input type="checkbox"/>	国実施要領 別表1 県実施要領 別表1
(2) 苗木運搬用のドローンや架線(滑車等の附属機械器具含む)		<input type="checkbox"/>	国実施要領 別表1 県実施要領 别表1
(2) 植栽に要するディブルや電動植穴機		<input type="checkbox"/>	国実施要領 别表1 県実施要領 别表1
(2) 下刈りに要する機械器具（刈払機を除く）		<input type="checkbox"/>	国実施要領 别表1 県実施要領 别表1
(2) 施行地管理用のドローン(ソフトウェア等の附属機械器具含む)		<input type="checkbox"/>	国実施要領 别表1 県実施要領 别表1
(2) その他、造林の低成本化に必要と知事が認める機械器具		<input type="checkbox"/>	国実施要領 别表1 県実施要領 别表1
(3) 対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け		<input type="checkbox"/>	国実施要領 别表1 県実施要領 别表1
(3) 長期受委託契約や基金造成等		<input type="checkbox"/>	国実施要領 别表1 県実施要領 别表1
(3) 森林作業道の整備		<input type="checkbox"/>	国実施要領 别表1 県実施要領 别表1
(3) 鳥獣害防止施設等の整備		<input type="checkbox"/>	国実施要領 别表1 県実施要領 别表1

3 事業主体

項目	確認内容	チェック	根拠要領
(1) 事業主体は市町村、森林整備法人等、熊本県育成経営体のいずれかに該当するか。 (森林整備法人等とは、森林整備法人及び一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第2条第1号に規定する法人をいう。)		<input type="checkbox"/>	県実施要領 別表1

4 採択基準（全ての要件を満たしているかチェック）

項目	確認内容	チェック	根拠要領
(1) 1施工地は、0.1ha以上となっているか。（なお、1施工地とは、原則として接続する区域とする。）		<input type="checkbox"/>	国実施要領 別表1 県実施要領 別表1
(2) 主伐と植栽をそれぞれ異なる者が実施する場合は、要領第7条第2項に定める協定を締結しているか。		<input type="checkbox"/>	国実施要領 别表1 県実施要領 别表1
(3) 植栽する樹種は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領に定める樹種であり、経常的に製材品等として流通が期待できる樹種となっているか。		<input type="checkbox"/>	国実施要領 别表1 県実施要領 别表1
(4) 森林経営計画対象森林において本事業を実施する場合には当該計画に基づき、森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出をして本事業を実施する場合には当該届出に基づき、それぞれ人工造林を行うこと。		<input type="checkbox"/>	国実施要領 别表1 県実施要領 别表1
(5) 森林経営計画対象森林以外の森林で本事業を実施しようとする場合は、事業実施前または事業実施後ににおいて、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。		<input type="checkbox"/>	国実施要領 别表1 県実施要領 别表1
(6) 一貫作業システムについては、末木枝条の集材と植栽の両方を実施した場合のみ支援対象とし、原則、集材と植栽の実施年度が同年度であるか。 上記要件のすべてを満たしているか。		<input type="checkbox"/>	国実施要領 别表1 県実施要領 别表1

5 細則（確認のためのチェック）

	区分	チェック	根拠要領
	補植、保育等造林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。	<input type="checkbox"/>	国実施要領 别表2
	主伐時の集材と人工造林の事業実施主体が異なる場合は、各事業を行なう事業実施主体の合意を得て委任により一方の事業を行なう事業実施主体が行なうことも可能とする。このほか、交付申請については、間伐材生産の取り扱いに準ずる（別添参考）。	<input type="checkbox"/>	国実施要領 别表2
	本事業のうち、支援対象となる末木枝条の集材の実施経費は、主伐時の集材に係る実行経費に主伐時の搬出材積に対する末木枝条部分の搬出材積の比率を乗じて得た額とする。このほか、補助金の額、森林所有者が自己所有森林において自ら從事して本事業を実施する場合の取り扱いは、間伐材生産の取り扱いに準ずる（別シート「細則参考」参照）。	<input type="checkbox"/>	-
	関連条件整備活動、鳥獣害防止施設等、転用の制限及び竣工検査の方法等については、間伐材生産の取り扱いに準ずる（別シート「細則参考」参照）。	<input type="checkbox"/>	国実施要領 别表2

6 他事業との重複

項目	確認内容	チェック
(1)	同一箇所の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業での申請（予定も含む）はないか。	<input type="checkbox"/>
(2)	過去に同一箇所の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業での申請実績はないか。 (森林環境保全整備事業のデータベース等との突合)	<input type="checkbox"/>

7 関係例規（参考）

国 規 定	・ 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付要綱 ・ 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領 「国実施要領」 ・ 林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領 ・ 熊本県補助金等交付規則 ・ 熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 ・ 熊本県間伐等森林整備促進対策事業（主伐・植栽一貫作業システム支援等）実施要領 ・ 熊本県造林事業しゅん工検査要領	県庁	<input type="checkbox"/> 内容確認
		出先	<input type="checkbox"/> 内容確認

一 細 則 参 考 一

5 細則（確認のためのチェック）

	区分	チェック	
	補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。	<input type="checkbox"/>	国実施要領 別表2
	主伐時の集材と人工造林の事業実施主体が異なる場合は、各事業を行う事業実施主体の合意を得て委任により一方の事業を行う事業実施主体が行うことも可能とする。このほか、交付申請については、間伐材生産の取り扱いに準ずる。	<input type="checkbox"/>	国実施要領 別表2
	<p>【間伐材生産】 交付申請について ア 事業実施主体が都道府県知事に行う交付申請については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」第13の2及び3の規定を準用する。</p> <p>【森環保】 第13 補助金の交付申請等について 2 補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付申請を行うものとする。 3 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る交付申請については、森林経営計画又は森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行う場合は当該計画ごと（当該森林経営計画の対象とする森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班（以下「隣接林班」という。）内の間伐及び更新伐を一括的に行う場合を含む。）を単位として行うものとし、当該交付申請の単位に含まれる施行地に係る事業主体が複数である場合の交付申請は、以下のいずれかの方法によるものとする。 (1) 当該複数の事業主体が共同して行う方法 (2) 当該複数の事業主体のうちの1事業主体が、自らが実施した事業に係る補助金の交付申請と要領第8の2に基づき他の事業主体から委任を受けて行う交付申請とを一括して行う方法 (3) 当該複数の事業主体以外の單一の第三者が、要領第8の2に基づきこれら複数の事業主体の全員から委任を受けて一括して行う方法</p>		
	イ 事業実施主体からの委任を受けて本事業の補助金の交付申請又は受領を行うもののへの都道府県知事の指導については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」第15の規定を準用。		
	<p>【森環保】 第15 代理申請者への指導について 1 補助金の交付申請及び受領を代理申請者が行う場合は、第13の5、第14の各項の「事業主体」を「代理申請者」に読み替えるものとする。 2 知事は、代理申請者に対し次の指導を行ふものとする。 (1) 代理申請者は、原則として、森林所有者等の事業実施主体から森林整備完了届（別記様式16の例による。）の提出を受け、これを補助金交付申請書作成の基礎とすること。 (2) 代理申請者は、申請した補助金を受領した場合には、速やかにこれを事業実施主体に交付するものとし、みだりに支払いの遅延や他への流用をしないこと。 (3) 代理申請者が受領した補助金は、都道府県が交付に当たって示した内訳に従い、全額事業実施主体に支払うものとする。ただし、次に掲げる経費のうち直接その事業に關係するものは、事業実施主体の書面による承諾に基づき相殺することができる。 ア 補助金事務取扱手数料 イ 当該事業に使用した苗木等の事業資材の立替え金又は売払代金 ウ 当該施行地の森林保険料 エ 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業実施主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業実施主体が負担することを合意しているもの (4) 代理申請者は、補助金事務取扱手数料について、原則として、補助金交付申請書（添付書類を含む。）の作成及び提出並びに補助金の受領その他の補助金の交付関係事務の処理に必要な実費の範囲内とするものとし、あらかじめ事業実施主体に対し書面その他の方法により内容、金額等について周知する等、その透明化を図ること。</p>		
	ウ 事業実施主体は、交付申請にあたり、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付要綱別記様式第10号に準ずる誓約書を提出しなければならない。		

	<p>本事業のうち、支援対象となる末木枝条の集材の実施経費は、主伐時の集材に係る実行経費に主伐時の搬出材積に対する末木枝条部分の搬出材積の比率を乗じて得た額とする。このほか、補助金の額、森林所有者が自己所有森林において自ら従事して本事業を実施する場合の取り扱いは、間伐材生産の取り扱いに準ずる。</p>	<input type="checkbox"/>	-
	<p>【間伐材生産】 ウ (ア) 森林所有者自らが間伐材生産に従事した作業日数分の人件費については、作業日誌等により本事業に従事した日数及びその内容が確認できる場合に限り、事業実施年に該当する都道府県別の「公共工事設計労務単価」を上限として算出した経費を、実行経費に含めることができる。 (イ) 雇用労働力により事業を実施した場合の現場監督費については、森林所有者自らが作業を行わずに現場監督のみを行った日数に係る経費を実行経費に加算することができる。 (ウ) 本事業の実施に当たり対象森林の調査を行う場合は、別途、関連条件整備活動を活用することができる。</p>		
	<p>関連条件整備活動、鳥獣害防止施設、転用の制限及び竣工検査の方法等については、間伐材生産の取り扱いに準ずる。</p>	<input type="checkbox"/>	国実施要領 別表2
	<p>【間伐材生産】 (2) 関連条件整備活動には、造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壤の適正維持を図るための客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥、雑草木の除去等、間伐材等の活用による小規模で簡単な排水工・編柵工・土留工等の整備を含む。 鳥獣害防止施設のうち防護柵については、簡易な工作物とする。なお、保護すべき施行地が小規模・分散している場合は、複数の施行地を含む森林を対象とすることとする。 本事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、事業実施箇所を森林以外の用途に転用(事業実施箇所を売り渡し若しくは譲渡又は賃借権、地上権等を設定させた後、当該事業実施箇所が森林以外の用途に転用される場合を含む。)する行為又は事業実施箇所の地上の立木の全面伐採除去を行う行為(森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。)をしようとする場合は、あらかじめ都道府県知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとするとする森林等につき交付を受けた交付金相当額を返還すること。 竣工検査の方法等については、「森林環境保全整備事業実施要領 第9のほか林野庁整備課長が別に定める造林補助事業の竣工検査内規例を準用する。</p>		

別添	年度間伐等森林整備促進対策事業（主伐・植栽一貫作業システム支援等）（低コスト再造林対策）	機関名 記入者名
----	--	-------------

【合板・製材・集成材国際競争力強化対策】

【花粉の少ない森林への転換促進対策】

一 実施計画承認申請の作成時のチェックリスト及び整理表

1 施業工種（取組みたい行為と工種が合っているかチェック）

事業内容	工種	チェック	根拠要領
低コスト造林の支援 <input checked="" type="checkbox"/> 選択	(1) 一貫作業システム	<input type="checkbox"/>	県実施要領 別表1
	(1) 低コスト造林	<input type="checkbox"/>	県実施要領 別表1
	(1) 下刈り	<input type="checkbox"/>	県実施要領 別表1
(1)に関連して次のメニューを利用する意向があるか。（あれば該当のメニューにチェック）			
関連条件整備事業 <input checked="" type="checkbox"/> 選択	(2) 苗木運搬用のドローンや架線(滑車等の附属機械器具含む)	<input type="checkbox"/>	県実施要領 別表1
	(2) 植栽に要するディブルや電動植穴機	<input type="checkbox"/>	県実施要領 別表1
	(2) 下刈りに要する機械器具（刈払機を除く）	<input type="checkbox"/>	県実施要領 別表1
	(2) 施行地管理用のドローン(ソフトウェア等の附属機械器具含む)	<input type="checkbox"/>	県実施要領 別表1
	(2) その他、造林の低コスト化に必要と知事が認める機械器具	<input type="checkbox"/>	県実施要領 別表1
関連条件整備事業 <input checked="" type="checkbox"/> 選択	(3) 対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け	<input type="checkbox"/>	県実施要領 別表1
	(3) 長期受委託契約や基金造成等	<input type="checkbox"/>	県実施要領 別表1
	(3) 森林作業道の整備	<input type="checkbox"/>	県実施要領 別表1
	(3) 鳥獣害防止施設等の整備	<input type="checkbox"/>	県実施要領 別表1

2 交付金交付対象経費

工種（1 施業工種参照）	補助金対象経費	チェック	根拠要領
(1) 一貫作業システム	補助額は、間伐等森林整備促進対策事業（主伐・植栽一貫作業システム支援等）実施要領別表1（第3条関係）に記載の上限額内となっているか。	<input type="checkbox"/>	国実施要領 別表2 県実施要領 別表1
(1) 低コスト造林		<input type="checkbox"/>	国実施要領 別表2 県実施要領 别表1
(1) 下刈り		<input type="checkbox"/>	国実施要領 别表2 県実施要領 别表1
(2) 苗木運搬用のドローンや架線(滑車等の附属機械器具含む)		<input type="checkbox"/>	国実施要領 别表2 県実施要領 别表1
(2) 植栽に要するディブルや電動植穴機		<input type="checkbox"/>	国実施要領 别表2 県実施要領 别表1
(2) 下刈りに要する機械器具（刈払機を除く）		<input type="checkbox"/>	国実施要領 别表2 県実施要領 别表1
(2) 施行地管理用のドローン(ソフトウェア等の附属機械器具含む)		<input type="checkbox"/>	国実施要領 别表2 県実施要領 别表1
(2) その他、造林の低コスト化に必要と知事が認める機械器具		<input type="checkbox"/>	国実施要領 别表2 県実施要領 别表1
(3) 対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け		<input type="checkbox"/>	国実施要領 别表2 県実施要領 别表1
(3) 長期受委託契約や基金造成等		<input type="checkbox"/>	国実施要領 别表2 県実施要領 别表1
(3) 森林作業道の整備		<input type="checkbox"/>	国実施要領 别表2 県実施要領 别表1
(3) 鳥獣害防止施設等の整備		<input type="checkbox"/>	国実施要領 别表2 県実施要領 别表1

3 事業主体

項目	確認内容	チェック	根拠要領
(1)	事業主体は市町村、森林整備法人等、熊本県育成経営体のいずれかに該当するか。	<input type="checkbox"/>	県実施要領 別表1
(2)	合板・製材・集成材国際競争力強化対策として実施する場合、原木安定供給計画参画事業実施主体であり、体质強化・花粉削減計画の対象とする木材加工流通施設及び高度加工処理施設への原木供給実績を確認できるか。	<input type="checkbox"/>	県実施要領 別表1

（森林整備法人等とは、森林整備法人及び一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第2条第1号に規定する法人をいう。）

4 採択基準（全ての要件を満たしているかチェック）

項目	確認内容	チェック	根拠要領
(1)	1施工地は、0.1ha以上となっているか。（なお、1施工地とは、原則として接続する区域とする。）	<input type="checkbox"/>	国運用 別表1 県実施要領 別表1
(2)	主伐と植栽をそれぞれ異なる者が実施する場合は、要領第7条第2項に定める協定を締結しているか。	<input type="checkbox"/>	国運用 别表1 県実施要領 别表1
(3)	植栽する樹種は、熊本県森林環境保全整備事業実施要領に定める樹種であり、経常的に製材品等として流通が期待できる樹種となっているか。 花粉の少ない森林への転換促進対策として実施する場合、植栽する樹種は、「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められた品種及び本県において花粉症を発生させるおそれがないとされた樹種となっているか。	<input type="checkbox"/>	国運用 别表1 県実施要領 别表1
(4)	森林経営計画対象森林において本事業を実施する場合には当該計画に基づき、森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出をして本事業を実施する場合には当該届出に基づき、それぞれ人工造林を行うこと。	<input type="checkbox"/>	国運用 别表1 県実施要領 别表1
(5)	森林経営計画対象森林以外の森林で本事業を実施しようとする場合は、事業実施前または事業実施後ににおいて、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。	<input type="checkbox"/>	国運用 别表1 県実施要領 别表1
(6)	一貫作業システムについては、末木枝条の集材と植栽の両方を実施した場合のみ支援対象とし、原則、集材と植栽の実施年度が同年度であるか。	<input type="checkbox"/>	国運用 别表1 県実施要領 别表1
	上記要件のすべてを満たしているか。	<input type="checkbox"/>	

5 細則（確認のためのチェック）

	区分	チェック	根拠要領
	補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。	<input type="checkbox"/>	国運用 別表1
	主伐時の集材と人工造林の事業実施主体が異なる場合は、各事業を行う事業実施主体の合意を得て委任により一方の事業を行う事業実施主体が行うことも可能とする。このほか、交付申請については、間伐材生産の取り扱いに準ずる（別添参照）。	<input type="checkbox"/>	国運用 別表1
	本事業のうち、支援対象となる末木枝条の集材の実施経費は、主伐時の集材に係る実行経費に主伐時の搬出材積に対する末木枝条部分の搬出材積の比率を乗じて得た額とする。このほか、補助金の額、森林所有者が自己所有森林において自ら従事して本事業を実施する場合の取り扱いは、間伐材生産の取り扱いに準ずる（別シート「細則参考」参照）。	<input type="checkbox"/>	-
	関連条件整備活動、鳥獣害防止施設等、転用の制限及び竣工検査の方法等については、間伐材生産の取り扱いに準ずる（別シート「細則参考」参照）。	<input type="checkbox"/>	国運用 別表1

6 他事業との重複

項目	確認内容	チェック
(1)	同一箇所の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業での申請（予定も含む）はないか。	<input type="checkbox"/>
(2)	過去に同一箇所の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業での申請実績はないか。（森林環境保全整備事業のデータベース等との突合）	<input type="checkbox"/>

7 関係例規（参考）

国規定	・合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱 ・合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領 ・合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について	「国実施要領」「国運用」	県庁 出先	<input type="checkbox"/> 内容確認 <input type="checkbox"/> 内容確認
	・熊本県補助金等交付規則 ・熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 ・熊本県間伐等森林整備促進対策事業（主伐・植栽一貫作業システム支援等）実施要領 ・熊本県造林事業しゅん工検査要領	「県実施要領」		

一 細 則 参 考 一

【合板・製材・集成材国際競争力強化対策】

【花粉の少ない森林への転換促進対策】

5 細則（確認のためのチェック）

	区分	チェック	
	補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。	<input type="checkbox"/>	国運用 別表1
	主伐時の集成材と人工造林の事業実施主体が異なる場合は、各事業を行う事業実施主体の合意を得て委任により一方の事業を行う事業実施主体が行うことも可能とする。このほか、交付申請については、間伐材生産の取り扱いに準ずる。 【間伐材生産】 交付申請について ア 事業実施主体が都道府県知事に行う交付申請については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」第13の2の規定を準用する。 【森環保】 第13 補助金の交付申請等について 2 補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付申請を行ふものとする。	<input type="checkbox"/>	国運用 別表1
	イ 事業実施主体からの委任を受けて本事業の補助金の交付申請又は受領を行うもののへの都道府県知事の指導については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」第15の2の規定を準用。		
	【森環保】 第15 代理申請者への指導について 1 補助金の交付申請及び受領を代理申請者が行う場合は、第13の5、第14の各項の「事業主体」を「代理申請者」に読み替えるものとする。 2 知事は、代理申請者に対し次の指導を行うものとする。 (1) 代理申請者は、原則として、森林所有者等の事業主体から森林整備完了届（別記様式16の例による。）の提出を受け、これを補助金交付申請書作成の基礎とすること。 (2) 代理申請者は、申請した補助金を受領した場合には、速やかにこれを事業主体に交付するものとし、みだりに支払いの遅延や他への流用をしないこと。 (3) 代理申請者が受領した補助金は、都道府県が交付に当たって示した内訳に従い、全額事業主体に支払うものとする。ただし、次に掲げる経費のうち直接その事業に関係するものは、事業主体の書面による承諾に基づき相殺することができる。 ア 補助金事務取扱手数料 イ 当該事業に使用した苗木等の事業資材の立替え金又は売払代金 ウ 当該施行地の森林保険料 エ 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの (4) 代理申請者は、補助金事務取扱手数料について、原則として、補助金交付申請書（添付書類を含む。）の作成及び提出並びに補助金の受領その他の補助金の交付関係事務の処理に必要な実費の範囲内とするものとし、あらかじめ事業主体に対し書面その他の方法により内容、金額等について周知する等、その透明化を図ること。		
	カ 事業実施主体は、交付申請にあたり、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱別記様式第11号に準ずる誓約書を提出しなければならない。		

	<p>本事業のうち、支援対象となる末木枝条の集材の実施経費は、主伐時の集材に係る実行経費に主伐時の搬出材積に対する末木枝条部分の搬出材積の比率を乗じて得た額とする。このほか、補助金の額、森林所有者が自己所有森林において自ら従事して本事業を実施する場合の取り扱いは、<u>国運用別表1の の2の(3)の のイの(エ)【交付金の算定について】</u>による。</p>	<input type="checkbox"/>	-
	<p>【国運用別表1の の2の(3)の のイ】 (エ) 交付金の算定について</p> <p>a 本事業の交付金の額は、事業完了後に、都道府県知事の定める定額の単価と事業の実行に要した経費（以下「実行経費」という。）を比較し、いずれか低い金額をもって交付金の額とする。なお、関連条件整備活動の実行経費は、一貫作業システム、低成本造林又は下刈りの実行経費とは別に算出しなければならない。</p> <p>b 本事業のうち、支援対象となる末木枝条の集材の実施経費は、主伐時の集材に係る実行経費に主伐時の搬出材積に対する末木枝条部分の搬出材積の比率を乗じて得た額とする。</p> <p>c 森林所有者が、自己所有森林において、自らが従事して本事業を実施する場合の取り扱いは、以下のとおりとする。</p> <p>(a) 森林所有者自らが一貫作業システム、低成本造林又は下刈りに従事した作業日数分の人件費については、作業日誌等により本事業に従事した日数及びその内容が確認できる場合に限り、事業実施年度に該当する都道府県別の「公共工事設計労務単価」を上限として算出した経費を、実行経費に含めることができる。</p> <p>(b) 雇用労働力により事業を実施した場合の現場監督費については、森林所有者自らが作業を行わずに現場監督のみを行った日数に係る経費を実行経費に加算することができる。</p> <p>(c) 本事業の実施に当たり対象森林の調査を行う場合は、別途、関連条件整備活動を活用することができる。</p> <p>d 交付対象面積については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」第16の4の(2)の規定を準用する。</p>	<input type="checkbox"/>	-
	<p>関連条件整備活動、鳥獣害防止施設及び転用の制限については、<u>国運用別表1の の2の(3)の のイの(イ)【事業の実施について】</u>による。</p> <p>【国運用別表1の の2の(3)の のイ】 (イ) 事業の実施について</p> <p>a 補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。</p> <p>b 一貫作業システムを実施するにあたっては、主伐時の集材と人工造林の事業実施主体が異なる場合も支援対象とし、その場合の交付申請について、各事業を行なう事業実施主体の合意を得て委任により一方の事業を行なう事業実施主体が行なうことも可能とする。</p> <p>c 関連条件整備活動の森林作業道の整備については、継続的に使用され、かつ、都道府県知事が定める森林作業道作設指針の基準を満たすものであること。また、研修受講者の活用並びに台帳の作成及び管理については、のイの(ウ)【研修等受講者の活用】及びのイの(ケ)のf【台帳の作成及び管理】に準ずる。</p> <p>d 鳥獣害防止施設のうち防護柵については、簡易な工作物とする。なお、保護すべき施行地が小規模・分散している場合は、複数の施行地を含む森林を対象とすることとする。</p> <p>e 本事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、事業実施箇所を森林以外の用途に転用（事業実施箇所を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等を設定させた後、当該事業実施箇所が森林以外の用途に転用される場合を含む。）する行為又は事業実施箇所の地上の立木の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ都道府県知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた交付金相当額を返還すること。</p>	<input type="checkbox"/>	国運用別表1
	<p>竣工検査の方法等については、<u>国運用別表1の の2の(3)の のイの(カ)【間伐材生産の実施の竣工検査等】</u>に準ずる。</p> <p>【国運用別表1の の2の(3)の のイ】 (カ) 竣工検査等について</p> <p>検査の方法等については、「森林環境保全整備事業実施要領」の第9のほか、林野庁整備課長が別に定める造林補助事業の竣工検査内規例を準用する。</p> <p>【森環保】 第9 竣工検査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知事は、竣工検査（以下「検査」という。）を行う者（以下「検査員」という。）を定め、交付申請のあったものについて、申請の受理後速やかに、検査を行うものとする。 2 検査は、1 施行地ごとに申請書等に基づいて行うことを原則とするが、申請書等のみによって検査を行うことが困難な施行地については、現地で確認を行うものとする。この場合、これらの施行地全体の10分の1以上に相当する数の施行地を無作為に抽出し現地で確認を行うものとする。 3 検査員は、検査した事項を記した調書（以下「検査調書」という。）を作成し、これに署名するものとする。 4 知事は、検査調書をもとに審査し、検査を行った施行地が本要領の規定に適合しないものであるときは、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知するものとする。 5 前項の規定により不合格又は一部不合格であるとされた施行地であって、当該年度内における知事の定める一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。 6 審査に用いた検査調書は、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。なお、検査調書のうち、電磁的記録により保存が可能なものは、電磁的記録によることができる。 7 知事は、検査に当たっては前各項によるほか、その具体的な手順や内容等を示した竣工検査内規を定め、これに基づき検査員は検査を行うものとする。なお、作成した竣工検査内規に係る情報はウェブサイト等で積極的に公開するものとする。 	<input type="checkbox"/>	国運用別表1

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）

事業者向け チェックシート

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (を付ける。複数選択可)	素材生産 / 造林・保育 / その他()
雇用労働者の有無	有 / 無
記入日	

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		:実施 × :実施していない :今後、実施予定 - :該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-	関係法令等を遵守する。	

具体的な事項		:実施 ×:実施していない :今後、実施予定 -:該当しない
1-(2)-	高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	
1-(2)-	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	
1-(2)-	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
1-(2)-	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-	燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取り扱う。	
1-(3)-	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-	資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の改善	
1-(4)-	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-	高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようとする。	
1-(4)-	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	
1-(5)	事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	

具体的な事項		:実施 ×:実施していない :今後、実施予定 -:該当しない
1-(5)-	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-	事故が発生した場合の対応(救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
2-(3)	事故時の事業継続のための備え	
2-(3)-	事故により従事者が作業に従事できなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

間伐等森林整備促進対策事業（主伐・植栽一貫作業システム支援等）標準単価表

単位：円

No	事業種目	工種	種別	規格等	単位	標準単価 上限	定額単価 上限	熊本県					適用 定額単価	条件等
								単価	共通 仮設費	標準単価	補助率	※定額単価		
1	低コスト造林の支援 (本体経費)	一貫作業システム	末木枝条等集材、地拵え、植穴掘付・植付、苗木運搬	スギ・ヒノキ コントナ苗木、2880本/ha 植栽以下	ha	1,450,000	966,000	1,336,762	112,288	1,449,000	2/3	966,000	966,000	・事業費が1,813千円/haより20%以上削減され、1,450千円/ha 以下となった場合 ※実行経費が966千円以下であれば、実行経費額が適用単価額となる。
2								1,104,922	92,813	1,197,000	2/3	798,000	798,000	・事業費が1,813千円/haより20%以上削減され、1,450千円/ha 以下となった場合 ※実行経費が798千円以下であれば、実行経費額が適用単価額となる。
3		一貫作業システム	末木枝条等集材、地拵え、植穴掘付・植付、苗木運搬	-	ha	1,450,000	966,000	-	-	-	1/2	-	725,000	・上記の達成が困難な場合（実行経費が1,450千円超となった場合）
4								688,000	952,342	79,997	1,032,000	2/3	688,000	688,000
5		低コスト造林	地拵え、植穴掘付・植付、苗木運搬	スギ・ヒノキ コントナ苗木、2055本/ha 植栽以下	ha	1,033,000	516,000	-	-	-	1/2	-	516,000	・上記の達成が困難な場合（実行経費が1,033千円超となった場合）
6								688,000	832,727	69,949	902,000	2/3	601,000	601,000
7		下刈り	下刈（全刈り）	1回刈り	ha	186,000	124,000	171,380	14,396	185,000	2/3	123,000	123,000	・同一施行地における3回までの下刈り
8								516,000	-	-	1/2	-	516,000	・上記の達成が困難な場合（実行経費が1,033千円超となった場合）
9	機械器具の整備	機械器具の整備	-	-	式	1,000,000	666,000	-	-	-	2/3	-	-	・補助率については本体経費の補助率に準じる
10							500,000	-	-	1/2	-	-	-	・補助率については本体経費の補助率に準じる
11	関連条件整備活動	対象森林の調査及び森林所有者の同意取り付け等に要する経費	-	-	ha		29,300	-	-	-	2/3	-	29,300	・補助率については本体経費の補助率に準じる
12							24,000	-	-	-	1/2	-	24,000	・補助率については本体経費の補助率に準じる
13		長期受委託契約や基金造成等に要する経費	-	-	ha		29,300	-	-	-	2/3	-	29,300	・補助率については本体経費の補助率に準じる
14							24,000	-	-	-	1/2	-	24,000	・補助率については本体経費の補助率に準じる
15		森林作業道整備	全幅 3.0m≤W≤3.5m	-	m	4,000	2,600	4,930	-	4,930	2/3	3,200	2,600	・補助率については本体経費の補助率に準じる
16							2,000	4,930	-	4,930	1/2	2,400	2,000	※国の標準単価を超えるため、県の適用単価を国の標準単価で設定
17		鳥獣害防護柵	地上高:1.8m以上 網目の大さ:10cm以下、 潜り込み防止:スカートタイプあり 一体型	-	m	上限なし	標準単価の2/3	1,361	114	1,475	2/3	900	900	・補助率については本体経費の補助率に準じる
18							標準単価の1/2	1,361	114	1,475	1/2	700	700	・補助率については本体経費の補助率に準じる
19		食害防止資材設置	幼齢木ネット	H=1.7m 支柱1本 生分解性	本	上限なし	標準単価の2/3	1,549	130	1,679	2/3	1,100	1,100	・補助率については本体経費の補助率に準じる
20							標準単価の1/2	1,549	130	1,679	1/2	800	800	・補助率については本体経費の補助率に準じる
21	コンテナ苗生産基盤施設等	-	-	-	式	-	-	-	-	-	1/2	-	-	-
22	コンテナ苗幼苗生産機械器具	-	-	-	式	-	-	-	-	-	1/2	-	-	-

※機械器具の整備及び関連条件整備活動経費は、それぞれ本体経費の50%以内とする。

※この標準単価表に記載のない種別・規格等については、別途協議すること。

適用日：令和7年8月1日